

第 111 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 55 回 残留農薬部会 (CCPR) 仮議題
4-(2)	第 55 回 残留農薬部会 (CCPR) 主な検討議題
5-(1)	第 54 回 食品衛生部会 (CCFH) 議題
5-(2)	第 54 回 食品衛生部会 (CCFH) 概要
6-(1)	第 17 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 議題
6-(2)	第 17 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 概要

第 111 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 6 年 5 月 28 日（火）

15:00～16:40

場所：農林水産省共用第 2 会議室
(web 併催)

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第 55 回 残留農薬部会 (CCPR)

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 54 回 食品衛生部会 (CCFH)
- ・ 第 17 回 食品汚染物質部会 (CCCF)

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

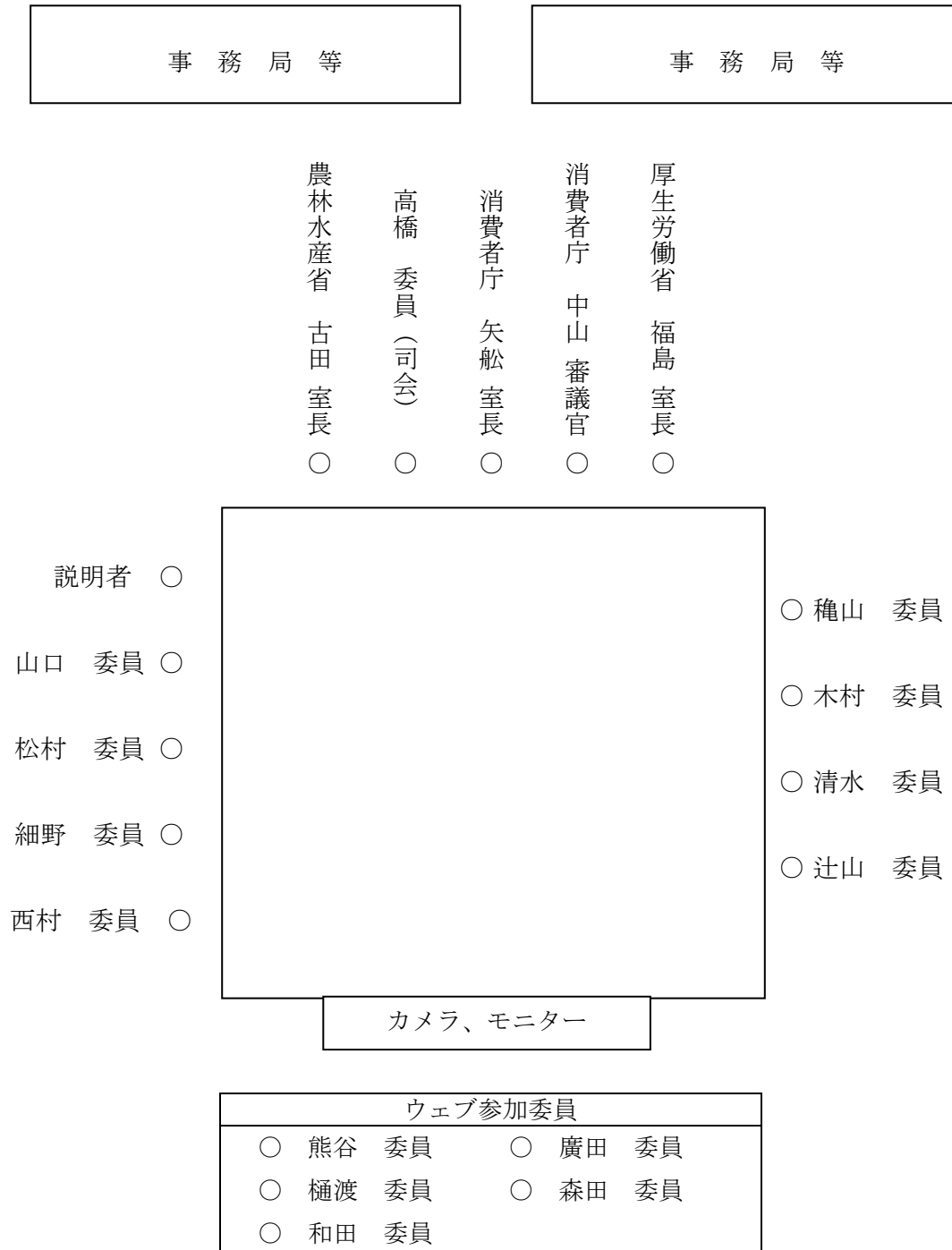
令和 6 年 4 月 1 日現在
(敬称略 50 音順)

あきやま 亀山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
きむら 木村	たま ^よ 代	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
くまがい 熊谷	ひ と み 日登美	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つる み 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら 西村	りょう 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひ わたし 樋 渡	ゆ き 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほそ の 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
まつむら 松村	まさひこ 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
もりた 森田	ま き 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わ だ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 111 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 6 年 5 月 28 日（火）15:00～16:40

農林水産省共用第 2 会議室（web 併催）



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 55 回残留農薬部会

日時：(本会合) 2024 年 6 月 3 日 (月) ～ 6 月 6 日 (木)

(報告書採択) 6 月 8 日 (土)

場所：成都 (議長国：中国)

仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2023 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で生じた特定の懸案に対する 2023 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
7	長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定 (ステップ 4)
8	健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
9	各国の農薬登録の情報
10	JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定
11	CCPR と JMPR の手続強化
12	CCPR と食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) における作業の調整 農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPR と CCRVDF の合同ワーキンググループ - 作業の状況

13	トマトやピーマンの CXLs 設定を受けたナスにおける CXLs 設定の検討
14	その他の事項
15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 55 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討課題

日時：2024年 6 月 3 日（月）～ 6 月 8 日（土）
場所：成都（中国）

主要議題の検討内容

仮議題 4 (a) FAO/WHOからの関心事項

2023年におけるFAO/WHO合同農薬管理合同会議（JMPM）やFAO/WHO合同農薬規格専門家会合（JMPS）の活動報告のほか、FAOから農薬管理やリスク評価に係る能力向上に関する取組やHHPs (highly hazardous pesticides) のリスク削減に関する取組、WHOから飲料水中における残留農薬に関する取組、ダイオキシンやダイオキシン様化合物に係る取組、食品の汚染を原因とする疾病による損失推計に関する取組についての報告がなされる予定。

（対処方針）
適宜聴取したい。

仮議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項

CCPRに関連する国際原子力機関（IAEA）の活動についての報告がなされる予定。

（対処方針）
適宜聴取したい。

仮議題 6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）

（概要）

過去の部会でステップを留められたMRL案及び原案、並びに2023年FAO/WHO合同残留農薬専門家会合（JMPP）により新たに勧告されたMRL原案（CX/PR 24/55/5）について、ステップ 7 又はステップ 4 で検討される予定である。

今回の部会においてMRL案が検討される予定の農薬は以下のとおりである。

検討予定農薬（ステップ 7）

Metalaxyl (138)

検討予定農薬（ステップ 4）

＜新規農薬＞

1,4-Dimethylnaphthalene (331)	Florylpicoxamid (332)	Isocycloseram (334)
Isotianil (335)	Mepiquat chloride (336)	Tricyclazole (337)

＜既存農薬についての特定の食品のMRLの設定／改廃等＞

Dimethoate (027)	Omethoate (055)	Piperonyl butoxide (062)
Pyrethrins (063)	Cypermethrin (118)	Diiflubenzuron (130)
Deltamethrin (135)	Metalaxyl (138)	Propiconazole (160)

Bifenthrin(178)	Fipronil(202)	Boscalid(221)
Difenoconazole(224)	Clothianidin(238)	Fluopyram(243)
Thiamethoxam(245)	Acetamiprid(246)	Emamectin benzoate(247)
Flutriafol(248)	Dinotefuran(255)	Cyantraniliprole(263)
Imazapyr(267)	Cyflumetofen(273)	Oxathiapiprolin(291)
Fluazinam(306)	Triflumuron(317)	Mefentrifluconazole(320)
Tetraniliprole(324)	Isoflucypram(330)	

<既存農薬についての定期的再評価>

Carbendazim(072)	Thiophanate-methyl(077)	Carbofuran(096)
Iprodione(111)	Permethrin(120)	Prochloraz(142)
Carbosulfan(145)		

(対処方針)

上記の農薬については、各MRL案が本部会により合意された後に総会（CAC）で最終採択された場合、今後我が国で当該MRL案を受け入れることを考慮し、我が国の消費者の健康が保護されることを前提に、適切なMRL案が設定されるよう対処したい。

仮議題7 長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ4）

(概要)

第51回会合（2019年）において、認証標準物質（CRM）が残留農薬の分析の際に適切性を判断する様々な目的で使用されている一方、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されており、期限が切れたCRMは使用することができず、新たにCRMを入手するのは困難である（コストが高く、途上国では入手が困難。また、場合によっては入手自体ができない）こと、適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎてもCRMの純度等に大きな変化がないことから、アルゼンチンとインドが期限切れのCRMの使用に関する討議文書を作成し、長期保存された標準物質（CRMを含む。）の有効活用に資する新規作業が提案された。数次の会合における議論を経て、前回会合において、認証標準物質ではない標準物質を対象とする等の修正を経て、新規作業として合意されたところ。

今次会合においては、前回会合において設置された電子作業部会（EWG、議長国：インド、共同議長国：アルゼンチン、シンガポール）で検討された長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン案について議論が行われる予定。

(対処方針)

標準物質や標準溶液を長期間にわたって保存・使用しようとする場合における、保管方法その他の要件や、純度及び安定性を確認する手順に特化したガイドラインとなっている。内容の重複している箇所、技術的修正が必要な箇所などが散見されるものの、基本的には議論を進めて差し支えない。

仮議題8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

(概要)

第51回会合（2019年）以降、MRLの定期的な再評価時に必要とされるデータを作成したり提出したりする者がいない場合についての議論を行ってきたが、第54回会合（2023年）

において、これまでの検討結果を踏まえ、健康への懸念が特定されている農薬については、引き続きfour-yearルール（コーデックス農薬最大残留基準値（CXL）を4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを取消す）に沿って取扱うこととされた。また、会合毎にEWGを設置してサポートがされていない化合物の管理を行うこと（CCPR内部手続として整理）となった。

今次会合においては、JMPRによる評価／再評価のためのCodexスケジュールと優先度リストにおいてサポートされないことが特定されたamitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)、dinocap(87)及びmethamidophos(100)について、以下内容に係るEWGでの検討結果について議論が行われる予定。

- amitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)について、全てのCXLを削除すること
- dinocap(87)のCXLを削除した場合のmeptyldinocap(244)CXLへの影響
- methamidophos(100)のCXLを削除（玄米、稲わらのCXLは維持）した場合のacephate(95)CXLへの影響

（対処方針）

国内で農薬登録がないbitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)及びdinocap(87)については、CXLが削除されることによる我が国への影響はないことから支持。

amitraz(122)については、国内で農薬登録があるが、データ所有者から「possible deletion」とのコメントが付されており、また、代替剤があることからCXLが削除されることによる我が国への影響は少ないと考えられることから支持。

一方、methamidophos(100)については、acephate(95)の代謝物でもあり、コーデックスMRLデータベースによれば、玄米や稲わらのmethamidophosのCXLはacephateを使用したときのmethamidophosの残留データを参照して設定されているほか、JMPR評価書によれば、

- アーティチョークやいんげんまめ、大豆のmethamidophosのCXLについても、acephateを使用したときのmethamidophosの残留データを参照して設定
- 豚肉等畜産物のCXLについては、今回CXL削除の提案がなされているてんさいや大豆等のデータを参照して設定（基準値の維持が提案されている稲わらからの摂取は考慮せず）

されており、acephateを使用した農産物に残留するmethamidophosを考慮し、CXLの削除には慎重に対応すべきである。

なお、CXLを参照していた食品で、methamidophosのCXLが削除された場合、国内では一般的に一律基準が適用されることが想定されるところ、国内でacephateの登録がある食品（例えばてんさい）については、acephateの使用により、その代謝物であるmethamidophosの残留が考えられることから、その値として妥当であるのか慎重に判断する必要がある。その結果として見直しが必要であれば、国内のacephateの代謝物データに基づきmethamidophosの残留値を設定せざるを得ない。また、国内でのacephateの基準値設定に当たっては、methamidophosによる毒性影響を考慮している点にも留意が必要である。

methamidophosに限らず、共通代謝物がある農薬については、同様の問題が生じ得るところ、コーデックスMRLデータベースに記録された情報を鵜呑みにせず、拙速にCXLの削除を決定すべきでないことを必要に応じ主張したい。

仮議題9 各国の農薬登録の情報

（概要）

農薬登録情報データベースの開発について、第53回会合（2022年）で発表されていたと

ころ。15年以内に毒性評価が行われていない数十種類の農薬について、ドイツ主導のEWGが昨年度各国に対して行った調査の取りまとめ結果が報告される予定。

また、農薬登録情報データベースに必要なデータの収集や分析の促進に資する改善策や、健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理に関連し、再評価を計画する上で十分な情報が得られたか等について、意見交換が行われる予定。

(対処方針)

健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない農薬に対する検討作業の補完を視野に、農薬登録情報データベース開発が進められているところ、作業担当者の負担を増やさず効率化に資する内容であれば支持する等適宜対処したい。

仮議題10 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

(概要)

EWGが作成した、2023年以降にJMPRが毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先リストについて議論される予定である。

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題11 CCPRとJMPRの手續強化

(概要)

近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農薬に対してCXLが設定されるのに時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりバーチャルミーティングとなったこと等によりJMPRのアウトプットが少なくなっている。今後、現在のシステムではJMPRが必要な評価を進められないことを踏まえたCropLife International(農薬業界団体)からの提案に基づき、第53回会合(2022年)で議論が行われ、短期的、長期的な観点からのロードマップを検討するEWG(議長国:米国、共同議長国:コスタリカ、フランス、ドイツ、ウガンダ)が設置された。前回会合において、当該EWG報告書についてJMPRの意見を求めた上で改めて今次会合に提示することが決定されていたものである。

(対処方針)

今期会合に提示された文書においては、対策が①現行のプロセスの改善に当たるもの(短期的アプローチ)と②ガバナンスや構造の変革を伴う大幅な改革(長期的アプローチ)に大別され、議論しやすくなっている点は評価できる。

しかしながら、議論の過程で提案されてきた様々な取組については、①に該当するものは「評価プロセスの効率化に資するプロジェクトを策定するべくJMPRや農薬メーカー等関係者と協議する」、②に該当するものは慎重な検討を要するため、議論を継続し、必要に応じコンサルタントを雇用する等、結論を先延ばしにしたと言えなくもない。「プロジェクト」として想定されるものには、農薬メーカーが提出するドシエの様式の標準化や電子化が含まれており、これは評価の効率化に大きく貢献すると考えられるので、具体的な議論になれば支持することとしたい。

また、①の短期的アプローチとして、作業が停滞している適用拡大（新たな作物への基準値設定）について、これに特化した追加のJMPR会合を開催することが提案されているが、これについては、評価者の負担を考えると実現困難であると思われる。必要に応じてこれまでの作業の中でもJMPRが会合の長期化や追加開催に否定的な見解を示していることもリマインドしつつ、建設的な解決策の検討に向けた議論に加わることをしたい。

仮議題13 トマトやピーマンのCXLs設定を受けたナスにおけるCXLs設定の検討

（概要）

第54回会合（2023年）において、ナス類を含むサブグループ12Cに、代表作物としてサブグループ12Aのトマトやサブグループ12Bのチリペッパー（とうがらし）やスイートペッパー（ピーマン）を加えることに合意。他方、Global Pulse Confederation（GPC、元豪州代表でMinor Use Federationの事務局長を務めるAlan Norden氏が出席）から、今回の代表作物の追加により、これまでにCXLがトマトやピーマンに設定された農薬について、サブグループ12Cのナス類へ外挿してCXLを設定できるか検討すべきではないか（ナス類とGAPが同じとみなすことができるトマトやピーマンのデータを、作物残留試験データがないナス類に外挿するアプローチは2018年のJMPRにおける合意事項）との意見があり、今次会合において、その手法に基づく基準値設定について議論が行われる予定。

（対処方針）

サブグループ12Cへの代表作物追加を受け、トマト又はピーマンのサブグループにCXLが設定されている農薬について、サブグループ12CへのCXL設定を検討した検討手順は、JMPRにおける暴露評価の手法その他過去の決定事項に照らし、問題がないものと考えられる。

今回新たになす類のCXL設定が検討されている農薬の中には、わが国で「ナス」への基準値設定がないものや、わが国で設定されている基準値を上回るものもあるが、当該基準値を設定する前提で、現時点での食品摂取量等を踏まえた評価を行った場合、消費者の健康に影響があるものではないと考えられることから支持することとしたい。

第55回残留農薬部会（CCPR55）

2024/06/03～06/08
成都（中国）

Codex連絡協議会

2024/05/28

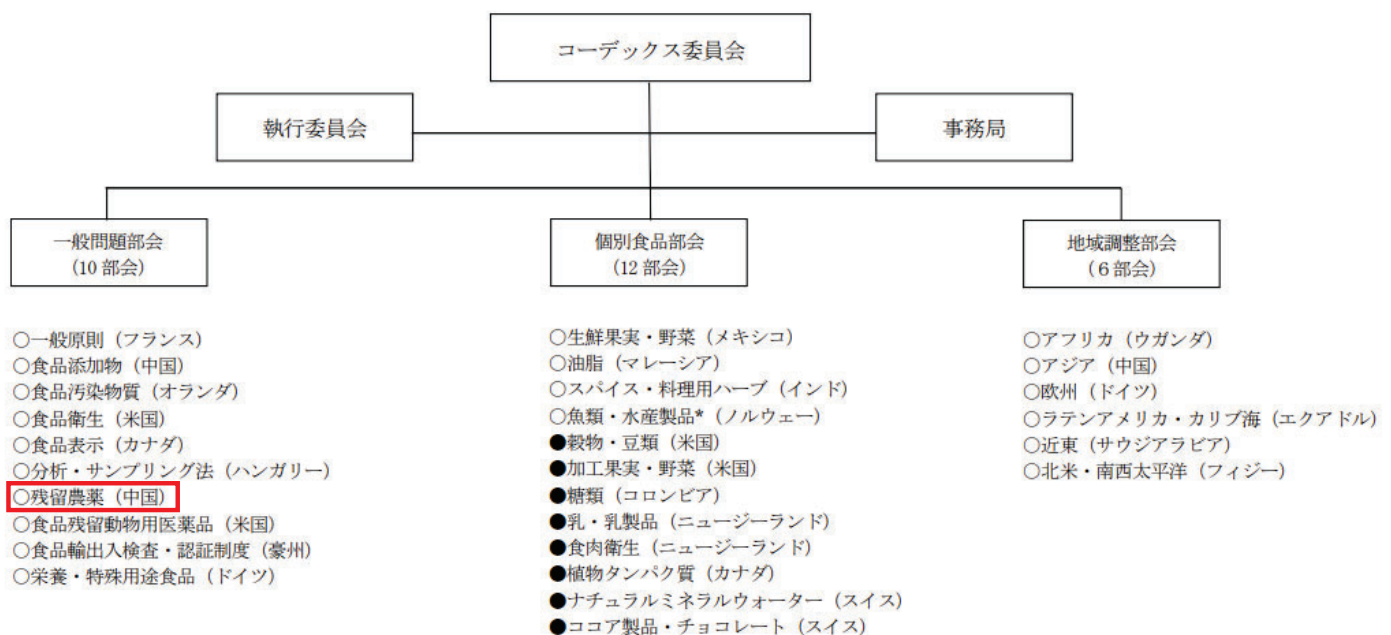
消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

農林水産省

コーデックス委員会の組織

農林水産省
消費・安全局

2023年3月現在



- 注) 1. ●印の部会は、休会中。
2. *印の部会は、Working by Correspondence（対面での会合以外の方法での作業）。
3. () 内の国は、ホスト国名。
4. 執行委員会は、議長、3 副議長、6 地域調整国（アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋）及び7 地域代表（アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋）で構成。

- a. To establish maximum limits for pesticide residues in specific food items or in groups of food;
- b. To establish maximum limits for pesticide residues in certain animal feeding stuffs moving in international trade where this is justified for reasons of protection of human health;
- c. To prepare priority lists of pesticides for evaluation by the Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues (JMPR)
- d. To consider methods of sampling and analysis for the determination of pesticide residues in food and feed
- e. To consider other matters in relation to the safety of food and feed containing pesticide residues
- f. To establish maximum limits for environmental and industrial contaminants showing chemical or other similarity to pesticides, in specific food items or groups of food

3

CCPR55の仮議題（１）

- ・ 仮議題 1 議題の採択
- ・ 仮議題 2 報告者の選任
- ・ 仮議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
- ・ 仮議題 4 (a) FAO/WHOからの関心事項
- ・ 仮議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項
- ・ 仮議題 5 (a) 2023年JMPRにおける一般的検討事項の報告
- ・ 仮議題 5 (b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2023年JMPRの回答
- ・ 仮議題 6 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7）及び原案（ステップ4）
- ・ 仮議題 7 長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ4）
- ・ 仮議題 8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
- ・ 仮議題 9 各国の農薬登録の情報
- ・ 仮議題 10 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

- ・ 仮議題11 CCPRとJMPRの手続強化
- ・ 仮議題12 CCPRとCCRVDFにおける作業の調整
農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同ワーキンググループ - 作業の状況
- ・ 仮議題13 トマトやピーマンのCXLs設定を受けたナスにおけるCXLs設定の検討
- ・ 仮議題14 その他の事項
- ・ 仮議題15 次回会合の日程及び開催地
- ・ 仮議題16 報告書の採択

5

仮議題7 長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定

農林水産省
消費・安全局

- ・ 残留農薬を分析する際に使用する認証標準物質（CRM）は、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されているが、
 - ①非常に高価で、途上国では入手が困難であること
 - ②適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎても純度等に大きな変化がないことから、長期保存された標準物質の有効活用に資する新規作業が提案されているもの。
- ・ 電子的作業部会（EWG）で検討された長期保存された標準物質の純度の安定性のモニタリングに関するガイドライン案について議論される予定。



- ・ ガイドライン作成自体には反対しないが、技術的修正が必要な箇所について指摘する方針。

- コーデックスMRL（CXL）は15年ごとに再評価するルール。
- 定期的再評価に必要なデータ提出等がない場合、健康への懸念が特定されている農薬については、新たにリスク評価が行われない限り CXLを削除。
- 健康への懸念が特定されていない農薬の取扱いについては、以下のとおり決定（CCPR54）。
 - ①現行のルール（four-year ルール※）に沿って取扱う、
 - ②会合ごとにEWGを設置して管理（CCPRの内部手続との位置づけ）、
 - ③データ提出の支援のためCodex事務局をはじめ関係機関がどのような役割を果たすべきかCodexのウェブサイトにおいて情報提供。

※CXLを4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを取り消すという現行ルール

7

- 今次会合では、以下農薬のCXL削除についてEWGでの検討結果に基づき議論される予定。

amitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、
parathion-methyl(59)、dinocap(87)、
methamidophos(100)（玄米、稲わらのCXLは維持）



- bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)及びdinocap(87)については、国内で農薬登録がなく、CXL削除は問題ない考え。
- amitraz(122)については、データ所有者がCXL削除受け入れの意向。海外動向を受け、国内の農薬登録も取り下げとなったとしても、代替剤があることから、影響は少ない。
- methamidophos(100)については、acephate(95)の代謝物であり、共通代謝物がある農薬の場合は、よく検討する必要がある旨指摘して対応したい。

8

仮議題11 CCPRとJMPRの手続強化

- 近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農薬に対してCXLが設定されるのに時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりJMPRによる評価結果が少なくなっている。
- 今次会合では、EWGで検討された手続強化や大規模な構造改革のためのロードマップについて議論される予定。



- JMPRの負担を増やさずにFAOやWHOが効率化を含め手続を見直すことは支持できるが、その結果として評価が不十分になることは避けなければならないとの認識の下、適宜対処したい。

9

仮議題13 トマトやピーマンのCXLs設定を受けたナスにおけるCXLs設定の検討

- なす類を含むサブグループ12Cに、代表作物としてトマトやチリペッパー（とうがらし）・スイートペッパー（ピーマン）を加えることが合意。
- トマトやピーマンにCXLが設定された農薬について、なす類へ外挿してCXLを設定できるか、その手法に基づく基準値設定について議論される予定。



- 検討手順は、前例等に照らし問題なく、今回新たに設定が検討されているCXLについては、支持する方針。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 54 回食品衛生部会

日時：2024 年 3 月 11 日（月）～3 月 15 日（金）

場所：ナイロビ（ケニア）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの食品衛生部会への付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)を含む FAO/WHO の作業から提起された事項
4	国際獣疫事務所(WOAH)からの情報
5	牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌(Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> :STEC)の管理のためのガイドラインの付属文書 II 及び IV (ステップ 4) の文書案
6	食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドラインの付属文書 II (魚及び水産製品) 及び III (乳及び乳製品) の文書案 (ステップ 4)
7	海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の改訂原案 (ステップ 4)
8	食品の伝統的な市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン原案 (ステップ 4)
9	CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の整合化
10	食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 79-2012) の改訂
11	鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CAG 78-2011) の改訂に関する討議文書
12	調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 61-2007) 改訂に関する討議文書
13	その他の事項及び今後の作業 新規作業提案/今後の作業計画
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 54 回食品衛生部会報告書

2024 年 3 月 11 日（月）から 3 月 15 日（金）にナイロビ（ケニア）にて開催された標記会合の概要及び結果を以下のとおり報告する。

本会合には、56 加盟国、1 加盟機関（EU）、11 国際機関が参加した。議長は米国農務省の Dr. Evelyn Mbandi が務めた。

我が国の出席者は以下のとおり。

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室	室長	福島	和子
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	課長補佐	内海	宏之
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	乳肉安全係長	本橋	克弥
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	食品安全係長	後藤	彩子*
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	五島	朋子*
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	永川	豊広*
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	リスク管理専門官	山口	菜美*
農林水産省消費・安全局農産安全管理課	課長補佐	吉野	麻美*
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	水産安全室 課長補佐	高橋	智行*
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部	食品製造課 係長	小林	寛子*
国立大学法人長崎大学大学院	教授	春日	文子
国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部	部長	上間	匡
国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第一室	室長	大屋	賢司
国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第四室	主任研究官	遠矢	真理

*の出席者はオンライン参加

議題 1 議題の採択

仮議題が議題として採択された。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項

コーデックス総会

コーデックス事務局から、「牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌（STEC）の管理のためのガイドライン（ガイドライン本体、牛肉に関する付属書Ⅰ、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズに関する付属文書Ⅲ）」及び「食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（ガイドライン本体、生鮮農産物に関する付属文書Ⅰ）」は第46回総会において最終採択され、それぞれCXG 99-2023及びCXG 100-2023として公開したことが報告された。

また、総会から本部会（CCFH）に対し、「食品の伝統的な市場における食品衛生

管理措置のためのガイドライン」の策定に係る新規作業を承認するに当たり、「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）」及び路上販売食品の地域規格との関係を慎重に検討するよう要請されたことが報告された。

コーデックス戦略計画2026-2031の作業に関し、一次案について2024年4月5日までコメントを受け付けており、加盟国とオブザーバーに対し、地域レベルで開催される非公式会合に参加することはもちろん、コメントするよう奨励した。

食品表示部会（CCFL）

「包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）」のアレルゲン表示に関連する改訂規定がステップ5で予備採択され、本年中に完了する見込みであることから、「食品事業者のための食物アレルゲン管理に関する実施規範（CXC 80-2020）」をこの改訂に合わせて如何に更新するか検討する必要があることが報告された。

分析・サンプリング法部会（CCMAS）

第42回CCMASにおいて「サンプリングに関する一般ガイドライン（CXG 50-2004）」の改訂が完了したことを受けて、第50回CCFHにおいてヒスタミンのサンプリングプランに関する作業を再検討することに合意していたが、引き続きCCMASが今後1～2回の会合にわたってCXG 50-2004の適用を支援する情報文書を作成する見込みであることから、同情報を待ってから再検討を行うことが適切であることが指摘された。

（結 論）

本部会は、提供された情報に留意し、以下に合意した。

- ① 加盟国及びオブザーバーに対し、執行委員会及び総会の議論への積極的な貢献（例：「科学の役割に関する原則文（SoP）の適用に関するガイダンス案」の適用に関する知見の共有や、コーデックス戦略計画2026-2031の策定におけるインプットなど）を奨励するとともに、既存のメカニズムを用いて「新たな食料源と生産システム（NFPS）」に関する討議文書や新規作業提案の提出の奨励について留意すること。
- ② 第47回CCFLにおける食物アレルゲンに関する作業について、次回会合においてフォローする必要があることを認識しつつ、議題13「新規作業／今後の作業計画」においてその進捗を考慮すること。
- ③ CXG 50-2004の適用を支援する情報やツールに関する作業が完了するまで、ヒスタミンのサンプリングプランに関する検討を延期すること。

議題3 FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含むFAO及びWHOの作業から提起された事項

FAO/WHO から本部会の作業に関連した主な活動等が報告された。概要は以下のとおり。

FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）

- ・ 第53回会合以降、以下に関する専門家会議の報告書が公表された。

- ① 鶏肉中のサルモネラ及びカンピロバクターの制御
- ② 調理済み冷蔵燻製魚類、冷凍野菜及び調理済みダイスカットメロン中のリステリア・モノサイトゲネスの定量的リスク評価
- CCFH から科学的助言を求められた食品中のウイルスのリスク評価に関し、起因食品、分析法及び指標（パート1）と予防及び介入措置（パート2）に関する専門家会議が行われた。

その他

- WHO 代表から、WHO において食品の伝統的な市場に関する取組みが進行中であり、生きた動物の市場からの公衆衛生上のリスクを最小限に抑えることに特に焦点を当てていることが紹介された。
- FAO 代表から、食物アレルギーに関する科学的助言を提供する FAO/WHO 合同専門家会議の成果に触れ、同テーマに関する5つの報告書が入手可能であることが紹介された。
- FAO 代表から、食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）の実施を支援することを目的とした「食品安全のための適正衛生規範（GHP）及び HACCP ツールボックス」に関するプレゼンテーションが行われた。

（結 論）

本部会は、CCFH の作業を進展させ、新たな作業を計画する上で、FAO/WHO の取組みの重要性を認識しつつ、さらなる詳細は関連議題の中で示され得ることに留意した。「食品安全のための GHP 及び HACCP ツールボックス」の実装とさらなる開発に関し、FAO と直接情報交換するよう加盟国に奨励した。

議題4 国際獣疫事務局（WOAH）からの情報

国際獣疫事務局（WOAH）から、主に以下について情報提供がなされた。

- 「鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理に関するガイドライン（CXG 78-2011）」の改訂の可能性に関して、WOAH の陸生動物衛生基準の関連文書への参照が含まれており、CCFH が同ガイドラインの改訂作業を開始する場合、WOAH は並行して、特に農場段階の管理措置に関する基準の見直しを積極的に行う。
- 「陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアル」の旋毛虫症に関する章の改訂版が第90回 WOAH 総会で採択され、対応する陸生動物衛生基準の軽微な修正について次回総会で採択提案が行われる予定。これらの変更は「イノシシ科の食肉における旋毛虫属の管理に関するガイドライン（CXG 86-2015）」に影響しないと考えているが、同マニュアル中のセクションのナンバリングの変更に伴い、CXG 86-2015 における参照を更新する必要があるとあり得る。

（結 論）

本部会は、コーデックス事務局に対し、CXG 86-2015 中のマニュアルと陸生動物衛生基準への相互参照を適切に更新し、次回部会に報告するよう要請した。

議題5 牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌 (*Shiga toxin-producing Escherichia coli*:STEC) の管理のためのガイドライン付属文書Ⅱ及びⅣの文書案 (ステップ4)

電子作業部会 (EWG) 及び物理的作業部会 (PWG) の議長であるチリから、共同議長のニュージーランド、ケニア及び米国を代表して、ガイドライン本体、付属文書Ⅰ (生の牛肉) 及び付属文書Ⅲ (未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ) が第46回総会において採択されたこと、本会議に先立って開催されたPWGにおいて、いくつかの重要なパラグラフ (STECの増殖を低減するための生鮮葉物野菜やスプラウト類の保存温度に関する推奨事項等) に実質的な変更が加えられたことが説明された。

本部会において議論され (参照文書はCRD03)、合意された事項に係る概要は以下のとおり。

(付属文書Ⅱ：生鮮葉物野菜)

目的

本付属文書は STEC による食中毒リスクを防止又は低減するためのガイダンスを提供するという目的を明確にするため、「低減する (reduce)」の前に「防止する (prevent)」が挿入された。また、「調理せずに人が消費する (for human consumption without cooking)」を「生で消費される (to be consumed raw)」に置き換えることに合意した。

隣接する農場

農場に「養鶏場 (poultry farms)」を含めるべきとの提案に関して、養鶏場は通常 STEC と関連しないが、と畜場のような他の施設が潜在的な感染源となる可能性があることを指摘し、「その他の同様の業務 (other similar operations)」という文言を含めることに合意した。

一次生産で使用する水

指標微生物等の検査に関し、日本等から、食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023) を踏まえた管理措置の柔軟性 (flexibility) の確保に関するコメントを提出した結果、「水源や規制当局のガイドラインに応じて、(Depending on the water source and guidelines of the competent authority,)」とする文言を含めた内容で議論が行われ、当該内容で合意した。

従業員の健康管理

STEC 感染者を検出するため、全職員に定期健康診断を実施すべきとの提案に関して、EWG/PWG 議長は以下の点を挙げ、この懸念には適切に対処できることを説明し、結果、定期的な健康診断の要求を含めないことに合意した。

- 定期健康診断は STEC 感染を効果的に特定できない可能性がある。
- 一次生産に従事する個人すべてにそのような健康診断を課すことは過剰な規制

となる。

- ・ 消化器疾患を患っている又はその疑いのある職員が生鮮葉物野菜を扱う区域に立ち入ることを禁止するような要件はすでに存在する。

微生物検査

生鮮葉物野菜の製品に係る微生物学的検査（汚染率が低く、汚染がある場合の菌数も少ない）では製品の安全性を必ずしも確認できないとの意見を踏まえ、正確性を期すため「製品の安全性（the safety of the product）」を削除することに合意した。

（付属文書Ⅳ：スプラウト類）

目的

付属文書Ⅱとの整合から、「生で消費されることを意図する（intended to be consumed raw）」に修正することに合意した。

発芽前の種子の処理と浸漬

（化学的処理以外の）代替処理方法が存在し、処理に関する包括的な情報が既にこのセクションで提供されていることから、「抗菌薬（antimicrobial）」を削除することに合意した。

微生物学的検査の基準及び生産前の種子ロットの検査

スプラウト類の生産工程の性質上重要と考えられるため、CX/FH 24/54/6 のパラグラフ 63（スプラウト類の栽培に使用した水や生産途中のスプラウト類の微生物学的検査の有用性）及びパラグラフ 67（種子ロットの微生物学的検査）をそれぞれセクション 6 及びセクション 6.1 に含めることに合意した。

（結 論）

生鮮葉物野菜に関する付属文書Ⅱ案及びスプラウト類に関する付属文書Ⅳ案について、第 47 回総会にステップ 5/8 での最終採択を諮ることに合意した。

議題 6 食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドラインの付属文書Ⅱ（魚及び水産製品）及びⅢ（乳及び乳製品）の文書案（ステップ 4）

EWG 及び PWG の議長である EU から、共同議長のチリ及び国際酪農連盟（IDF）を代表して、本ガイドラインの本体部分及び付属文書Ⅰ（生鮮農産物）が第 46 回総会において採択されたこと、EWG 及び PWG での議論を経て、付属文書Ⅱ（魚及び水産製品）及びⅢ（乳及び乳製品）のタイトルを修正したこと、付属文書間の構造の整合性を確保するための変更を行ったこと、付属文書Ⅲの再使用するための水の回収及び処理技術に関する記述を、他の食品にも適用され得るものとして新たな付属文書Ⅳに示すことなどに合意した旨が説明された。なお、この新たな付属文書を追加することについては概ね支持が得られているものの、EWG において更なる精緻化のための議論を要する旨が指摘された。

また、付属文書Ⅲの一部は、目的に適した水に係る評価及び水の安全管理に関連

する横断的なものであるとして、同じく付属文書Ⅳに移すことに合意したこと、付属文書Ⅱの判断樹について広範な議論を行ったものの、引き続き更なる検討を要することが説明された。

本会合において議論され（参照文書は CRD04）、合意された主な事項は以下のとおり。

（付属文書Ⅱ 魚及び水産製品）

イントロダクション

本付属文書の冒頭で魚及び水産製品の分野において考慮すべき様々な水源に関して概説することは重要であるとして、一旦削除された同パラグラフが再挿入された。また、「包括的なリスク評価のレベル（a level of comprehensive risk assessment）」が「適切なリスク評価（an appropriate risk assessment）」に置き換えられた。

目的・範囲

本セクション、特に最後の一文（本付属文書は、目的に適した水の使用／再使用の判断に資する判断樹の例を提供する旨）は、本付属文書の判断ツールの使用に関する議論に応じて修正を要する可能性があることが指摘された。

定義

魚及び水産製品：軟体動物の後の括弧内のテキストが、正確性と補完性の観点から「二枚貝、腹足類及び頭足類」に修正された。

水の使用

微生物において「indigenous」を使用することの是非の懸念から、「endemic」や「autochthonous」など他の用語も検討されたが、理解を容易にするために、本文書を通じて「naturally occurring」を使用することに合意した。

目的に適した水に係る評価

PWG におけるコメント及び PWG 後の非公式協議を踏まえ、JEMRA 事務局の協力のもと作成された 4 つの判断ツールについてレビューが行われた結果、本部会は、提示された新たなツールが大幅に改善され理解しやすいものとなったことから、さらなる議論を行い進展させるために、これらのツールを本付属文書に含めることに概ね合意した。また、参加国から明確化のために以下の追加意見と問題点が提示された。

- 各図のタイトルを、生又は調理不十分な状態で消費される可能性が高い魚に関する図であることを説明したものにする。
- 低リスク、高リスクを示すボックスの後に、水の状態及び取り得るリスク管理措置を示す別のボックスを追加すること。つまり、低リスクの場合は追加のボックスは水が目的に適していることを示し、一方、高リスクの場合は、水が目的に適しておらず、目的に適合させるために追加の管理措置を講じる必要があることを示す。
- これらは判断ツールの例示であり、利用可能な唯一のツールではないこと、食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）や食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）などの他のガイドラインで使用

されてきた文言と同様の文言を使用していることを明示すること。

- 各図中の用語と本文中の用語の整合性を確保し（たとえば「degutting」を「evisceration」に置き換えるなど）、同様に各図の中でも用語を整合させること（たとえば「excreta」又は「faeces」のいずれかに統一する）。

水の安全管理

パラグラフ 45：現在作成中の付属文書Ⅳへの参照を含めるべきか否かについてさまざまな意見があったが、同付属文書がさらに精緻化された時点でそのような本文全体にわたる相互参照を再検討することに合意した。

パラグラフ 48：「生物学的、化学的及び物理的な」水処理への言及との整合性から、「放射線照射」への言及が削除された。

パラグラフ 49：特に不適合の場合の安全性確認に用いられ得る微生物検査への言及が不正確であるなどの懸念が表明され、議論の結果、本パラグラフが次のように全面的に修正された。

魚及び水産製品の生産及び加工に使用される水について、定期的な微生物検査などのモニタリングを実施することは、水の安全管理のプロセスのパフォーマンスを理解する上での手掛かりとなる。このようなモニタリングにより、潜在的な不適合を迅速に特定することを可能とし、プロセス及び／又は魚及び水産製品の追加的な微生物検査などの是正措置を提供し得る。

パラグラフ 51：水の品質に関連した処理技術に言及した最初の一文が明確化のために編集された。また、二番目の一文の処理剤のリストに、二酸化塩素等を海水と混合すると有毒化合物が生成される可能性がある旨の警告が脚注として追加された。

付属文書の議論が大幅に進展した一方で、本部会は、セクション 8 をさらに進展させ、作業を完了するには、EWG においてさらなる審議が必要であることに合意した。

（付属文書Ⅲ 乳及び乳製品）

一次生産・農場からの輸送

ある参加国から、本パラグラフで示されている乳房洗浄は「乳・乳製品に関する衛生実施規範（CXC 57-2004）」において推奨されておらず、既存のコーデックス文書と整合しない可能性がある旨指摘されたのに対し、EWG/PWG 議長は、あくまで乳房洗浄が推奨され得る状況に言及しているのであって、乳房洗浄を常に推奨しているものではないため、CXC 57-2004 と矛盾するものではないとの見解を示した。本部会は、本パラグラフを維持することに合意した。

水の回収・処理技術

パラグラフ 29：逆浸透膜処理水（RO water）の微生物学的品質が不明である場合の括弧内の例示の説明が明確でないとのコメントを踏まえ、「例えば、微生物検査が行われていない場合、検査結果が品質不良を示している場合、又は RO システムの妥当性が評価されていない場合」に修正された。

パラグラフ 30：凝縮水（condensate water）に関する説明は不要と考えられることから、本パラグラフは削除された。

パラグラフ 32：ある参加国から、本パラグラフにおいて病原性微生物が再利用水中に存在することが知られているものの、消毒処理は必要な場合にのみ行うとされていることに懸念が示され、「必要な場合に」を削除することが提案された。これに対して他の参加国から、病原体が潜むおそれのあるバイオフィルムの形成を最小限に抑えるために業界において多大な取り組みが続けられていること、バイオフィルムは非常にゆっくりと形成されること、工程中に微生物が含まれることが「知られている（known）」とするよりも、その「可能性がある（may）」としたほうがより適切であるとの指摘がなされ、結果、「known」を「may」に置き換えることに合意した。

目的に適した水に係る評価・水の安全管理

オブザーバーから、本部会が本付属文書のパラグラフ 32 から 63 を横断的問題に対処するものとして新たな付属文書に移すことに合意したことに留意しつつ、再利用水システムが故障した場合に備えて目的に適した水のバックアップを確保しておくことは非常に重要な点であることから、本付属文書において関連の記述を維持することが提案された。EWG/PWG 議長は、これは本付属文書に特有のものではないことを指摘したが、付属文書に残すことに異論がなかったことから、以下のテキストが乳製品製造工場のセクションのパラグラフ 26 の直後に挿入された。

再利用水処理システムが有効でない場合や適切に機能しない場合に使用できる外部の飲料水源など、目的に適した水のバックアップを利用可能としておくべき。
本部会は、本付属文書に懸案事項が残されていないことに合意した。

（付属文書Ⅳ）

本部会は、付属文書Ⅲの新たな技術及び目的に適した水に係る評価と水の安全管理に関する情報が、ガイドライン本体と同様に、個別食品に焦点を当てたすべての付属文書に関連するものとして、これらを捕捉する新たな付属文書を設けるとの PWG の提案に合意した。また、これらの内容を 2 つの異なる付属文書に分割することがより適当であるか否かを検討し、いずれのオプションも機能し得るとしつつも、最終的には 1 つの横断的な付属文書とすることに合意した。

（結 論）

本部会は以下の点に合意した。

- ① 乳及び乳製品に関する付属文書Ⅲ（付属文書Ⅳ）を第 47 回総会にステップ 5/8 での最終採択を諮り、その後に CXG 100-2023 に組み込む。
- ② 魚及び水産製品に関する付属文書Ⅱについては、特にセクション 2 及び 8 を更に精緻化すべく、その他のセクションについては概ね合意が得られていることに留意しつつ、ステップ 2/3 に差し戻し、その後、ステップ 3 でコメントを求める。
- ③ EU を議長、モロッコ、ホンジュラス、モーリタニア、インド及び IDF を共同議長とし、以下を付託事項とする EWG を設置する。また、次回 CCFH に併せて PWG

を開催し、その議論を踏まえ、本会議における検討のための修正提案を作成する。

- 魚及び水産製品に関する付属文書Ⅱについて、セクション2及びセクション8に焦点を当て、CRD33の図を組み込むこととした上で、本会合中に受理したコメントを踏まえてテキストを修正する。
- 目的に適した水に係る評価、水の安全管理、再利用水の回収及び処理技術に関する付属文書Ⅳを、本会合における書面コメントや議論、付属文書Ⅲのパラグラフ32～63を含めることに合意したことなどを考慮の上、進展させる。
- 必要に応じて、付属文書Ⅳへの相互参照を導入することによる、CXC 100-2023の総論及びその他の付属文書の修正を検討・提案する。
- 必要に応じて、CXG 100-2023の付属文書に最も関連する技術の使用例を検討し、提案する。

本部会はさらに、第86回執行委員会及び第47回総会に対し、本文書に関して大幅な進展があったこと、ガイドラインを完成させるには追加の付属文書の必要性が確認されたことを指摘しつつ、次回CCFHまで本作業の完了期限の延長を求めることに合意した。

本部会はまた、ホンジュラスがCXG 100-2023及び関連の付属文書に関する作業の過程で開発された判断ツールのテスト及び検証のためのワークショップを開催する意向を有していることについても言及した。

議題7 海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の改訂原案 (ステップ4)

EWG及びバーチャル作業部会(VWG)の議長である我が国が、共同議長のチリを代表して、本改訂作業が第46回総会において承認されたこと、VWGでは主に①「海産物(seafood)」、「処理された／部分的に処理された(treated/partially treated)」、「清浄水(clean water)」の定義、②水に関する問題、③加工施設における温度要件等について議論したこと、本会議前に行われた非公式協議や参加国から提出された文書コメント等を踏まえて、ガイドライン改訂案にさらなる修正提案を行ったことを説明した。これらの修正には、「食品衛生の一般原則(CXC 1-1969)」との構造的な整合や、以下の技術的な事項が含まれる。

- 「海産物(seafood)」の定義に含めることが提案された「海藻(seaweed)」の削除
- 「部分的に処理された」の定義の修正
- 「目的に適した水」の定義のCXG 100-2023からの引用、「飲用水」との併記が提案された「清浄水」の「目的に適した水」への修正
- 加工工程における製品の温度要件の維持(病原性ビブリオ属菌の増殖の制限を目的とした10℃以下)

本会合において議論され(参照文書はCRD36)、合意された主な事項は以下のとおり。

（水に関する問題）

「清浄水」及び「目的に適した水」の定義に関して、参加国から以下のような異なる見解が示された。

「清浄水」：飲用水の基準を満たしていないが、その使用において食品の安全性を損なわない水。

「目的に適した水」：潜在的な微生物学的リスク及びその他の関連要素（使用履歴、食品の用途等）の特定、評価、理解を通じて、意図された目的に対して安全であると判断された水。これには、処理のオプションなどの管理措置を適用し、それらのリスクを効果的に排除し又は低減することが含まれる。

- ・ 「清浄水」は「目的に適した水」の定義によりカバーされており、これら2つの用語の間に明確な区別はないため、「清浄水」を定義することは冗長。
- ・ 「清浄水」は「目的に適した水」とは異なり、双方の定義がそれぞれの目的を効果的に果たしているため、「清浄水」の定義を維持すべき。
- ・ 「清浄海水（clean seawater）」の定義を設けるべき。
- ・ 現行の「清浄水」の定義は「清浄海水」をカバーしている。

これに対してEWG/PWG議長は、「目的に適した水」の定義には「清浄水」の定義に含まれていないリスクベースの考え方が導入されていることを指摘しつつ、これらの定義は既に公表されているコーデックス文書から引用したものであることを明確にした。また、「清浄水」は文書全体を通じて一貫して言及されているものの、「目的に適した水」は「飲用水」への言及の重複を避けるために、特定セクションにおいて意図的に用いられていること、「清浄水」と「目的に適した水」は異なる役割を果たしており、文書内で別の文脈において用いられていることを強調した。

生又は部分的に処理して消費することを意図した魚介類の漁船での保管及び取り扱いに適した水のタイプについては、次のような見解が示された。

- ・ 「目的に適した水」に言及することは曖昧すぎて明確なリスク管理の指針となっておらず、状況に応じて「飲用水」、「清浄水」、「清浄海水」などの特定のタイプの水の使用を推奨する必要がある。
- ・ 「飲用水」の利用が優先されるべきであり、その利用が不可能又は入手が容易でない場合の代替として「清浄水」が提供されるべき。
- ・ 「清浄水」は、「目的に適した水」に較べて容易に理解できる用語。
- ・ 利用可能な水源に関係なく、特定の状況下で使用される水が食品の安全性に影響を及ぼさないよう努める必要があることから、「目的に適した水」に言及するほうがより適切。

ある参加国は、CXG 100-2023の作成目的は、水を安全に使用する上で、水の利用可能性（availability）と利用しやすさ（accessibility）の違いを考慮したリスクベースのアプローチを導入することである旨を強調した。さらに、現在作成中の魚及び水産製品に関する附属文書Ⅱが、さまざまなタイプの水（例：清浄水、飲用水

など)の使用と、文書間で異なる「目的に適した水」の概念の整合に関するガイダンスを提供する適切な文書となり得ることを指摘した。

一部の参加国は、CXG 100-2023 の採択に伴い、一貫したアプローチを確保するために、すべての文書の水に関連する規定をガイドラインの規定と一致させる必要があるとの提案を支持した。

他の参加国は、CXG 100-2023 を相互参照する、あるいは単に「目的に適した水」に言及するだけでは十分ではないとの見解を示し、水のタイプに関するすべての言及を「目的に適した水」に体系的に置き換えることでは十分なリスク管理の助言を提供しないとの懸念を表明した。

ある参加国は、「清浄水」と「目的に適した水」の定義は同じように見えるかもしれないが、後者の定義では、潜在的な微生物リスクやその他の関連要因の特定、評価、理解が必要であることを説明した。

FAO 代表は、JEMRA がさまざまな背景にわたる水を適切に定義するために尽力し、「目的に適する」という概念を導入したこと、「目的に適した水」は取り扱いや保管などの意図した用途の特定の要件を正確に説明しており、これらの異なる段階で求められる水の品質がさまざまである可能性に留意すべきであると説明した。

当初の用語である「清浄水」を維持するか、あるいは妥協案として「目的に適した水（この場合にあっては少なくとも清浄水）」という文言を使用するかが検討されたが、合意には至らなかった。

コーデックス事務局は、本部会において水の用語は長きにわたり議論されてきたこと、CXG 100-2023 が過去の困難な議論に応じて作成されたことを想起するとともに、CXG 100-2023 の魚及び水産製品に関する付属文書Ⅱの作業が進行中であることを指摘し、参加国に対しこれらの議論に積極的に参加し、本文書の改訂に伴って生じた水の用語に関する問題を検討し、対処するよう促した。

本部会は、本問題に関して合意に至ることは困難であると判断し、すべての水に関連する文言をスクエアブラケットで囲み、本文書の他の側面に議論の焦点を当てるとの議長の提案に合意した。

(ガイドライン本体)

イントロダクション

議題 6 で使用される用語と一致させるためにパラグラフ 7 及び 13 の「autochthonous」に代えて「naturally occurring」を使用すること、パラグラフ 11 の「can」を「should」に変更すること、パラグラフ 12 から「海藻」を削除することに合意した。

V. harveyi はヒトの病原体ではなく主に魚の病原体であるため、脚注に示した主要な 3 種の病原性ビブリオ属菌以外の食中毒を引き起こすビブリオ属菌のリストから削除された。

腸炎ビブリオ

パラグラフ 9 を以下に置き換えることに合意した。

環境中や食品から毒性株が検出されることはほとんどない。これらの病原性因子を常に保有する臨床例から分離された株とは対照的に、病原性マーカーを有する、海産物を含む環境又は食品由来株が検出される確率は、ほとんどの株が既知の病原性マーカーを含まず、海産物内及び生育域全体における分布が均質でないため、非常に低くなる。さらに、現行の選択培地は、毒性株のコロニーと非毒性株のコロニーとを区別することができない。この制限を考慮すると、環境中又は食品から毒性株が検出されなかったとしても、消費者に対するリスクが存在しないことを意味するものではない。

ビブリオ・コレラ

パラグラフ 14 を以下に置き換えることに合意した。

コレラの流行は、感染した旅行者や食品取引などの要因によって広がる可能性がある。これらの要因だけでなく、気候変動もまた新たな環境下での流行の可能性を高めるおそれがある。合法的な食品取引におけるコレラ原性株の検出頻度は非常に低く、コレラのアウトブレイクに関与することはほとんどない。

ビブリオ・バルニフィカス

ある参加国から、パラグラフ 20 の浄化の条件に関する説明は科学的に正確であるものの、30 ppt を超える塩濃度条件下でカキを生育させることの実現可能性に疑いがあることが指摘され、この水準の技術的な詳細事項をガイドラインに盛り込む必要性に疑問が呈されたことを受け、同一文を削除することに合意した。

範囲

病原性ビブリオ属菌株と日和見感染株の両方を含む追加のビブリオ属菌をガイドラインの対象範囲に含めるとの提案に対し、EWG/VWG 議長は、この問題は広範に議論され、3つの病原性ビブリオ属菌のみを対象範囲に含めることが決定されたことを説明し、本パラグラフを変更せず維持することに合意した。

定義

冷蔵：「(微生物の活動を制限するための製品の温度の) 低下」に加え「及び維持」という用語を組み込むことに合意した。

部分的処理：例示としてスチームとブランチングを含めることに合意した。

温度

周辺温度の制御以外にも複数の制御手段があるため、パラグラフ 63 の最後の一文を「施設は、生の海産物の加工中に製品の温度を 10℃以下に制御できる能力を有していること」に修正することに合意した。また、ビブリオ属菌以外に制御すべき病原微生物として例示されたボツリヌス菌に「E 型」を追記するとの提案に対し、A 型も貝類から検出されていることが指摘され、結果、ボツリヌス菌の血清型を特定しないことに合意した。

洗浄と加工

「飲用水」と「清浄水」のどちらを使用すべきかの議論に留意し、パラグラフ 20 の生食に供する内臓を除去した魚等の洗浄に関する第二文を削除することに合意した。

消費者教育

ある参加国が、生の海産物と調理済みの海産物に別々の器具や機械を使用するとの要件を実行するには困難を伴うとの理由から、同項目を削除することを提案したのに対し、同セクションは消費者教育に関するものであることに留意し、さらなるオプションを提供するために「(別々の) 又は清潔な」という文言を挿入することに合意した。

感受性の高い亜集団に対する特別な注意

創傷性のビブリオ感染のリスクについてはイントロダクションで言及されており、食中毒と直接関係がないため、同注意喚起は削除することに合意した。

(結 論)

本部会は、水に関連するすべての文言がスクエアブラケットで維持されていること、及び本文書が CXC 1-1969 と整合していることに留意しつつ、CXG 73-2010 の改訂案を第 47 回総会にステップ 5 での予備採択を諮ることに合意した。また、CXG 100-2023 の魚及び水産製品に関する付属文書Ⅱが完成次第、本文書を再検討することに合意した。

議題 8 食品の伝統的な市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン原案 **(ステップ 4)**

EWG の議長であるケニアが、共同議長のボリビア及びナイジェリアを代表して、前回会合において新規作業とすることが合意された本ガイドラインの作成が第 46 回総会において承認されたことに触れ、本ガイドライン原案が路上販売される食品に関連する地域のガイドライン／実施規範に基づいていること、その作成には広範な参加国とオブザーバーの関与があったことなどを強調した。また、EWG における重要な決定事項として、当初提案されたタイトルを維持するとともに、食品の伝統的な市場の特性に適切に対処するために、文書の構成を CXC 1-1969 に整合させるのではなく、独自の構成とすることとしたことを挙げた。

第 46 回総会から本部会に対し、新たに策定されるガイドラインと地域規格との関係を慎重に検討するよう要請されたことに関しては、本ガイドラインは既存の文書を補完するものであるべきとの一般的な合意があることを説明した。また、ガイドラインのほとんどの側面について合意が得られているとの見解を示し、議論すべき 2 つの重要な問題として、本ガイドラインが市場における生きた動物を扱うべきか否か、文書において水をどのように特徴づけるべきであるかを挙げた。

本会合において議論され（参照文書は CRD06）、合意された主な事項は以下のとおり。

(総 論)

参加国及びオブザーバーと以下のようなさまざまな見解を共有しつつ、ガイドラインを作成することの重要性が示された。

- 食品の伝統的な市場に関してコーデックスの文書に空白が生じるのを避けるために、本ガイドラインを推進することは重要であること。
- ガイダンスは一度採択された後に、新たな情報が入手可能になった場合には改訂される可能性があること。
- 食品の伝統的な市場には食品安全に関する特有の課題が存在しており、ガイドラインはこれらの課題への取組みを始める重要な枠組みを提供したこと。
- 提案されたガイドライン原案は、既存の地域文書を補完するものであり、食品衛生の一般原則の全体的な目的と一致していること。
- 本ガイドラインが採択された際には、関連する能力開発を含め、その実施を支援する意向を有する機関も存在すること。
- 本ガイドラインは世界的な食品安全を改善する大きな可能性を秘めており、これはコーデックス規格の認知と利用を通じて影響を及ぼすというコーデックスの戦略的目標と一致していること。
- アフリカ及びアジア地域の消費者の 70%以上が家庭で消費する食料をこれらの市場から調達していると推定されている一方で、これらの地域では非常に高い割合で食中毒が発生しており、コーデックス文書でそのような市場を取り上げることは重要であること。
- 本ガイドラインは、消費者が伝統的な市場内で食品安全リスクに晒されることを大幅に減少させることを目標として、市場関係者がより良い食品の取扱いと市場管理を見だし、実践するのに役立つであろうこと。
- 食品の伝統的な市場における食品の安全性を向上させるための継続的な投資が必要であり、これには市場インフラの拡張、サプライチェーンの改善、ベンダーと消費者への教育・訓練の提供が含まれること。
- 食品の伝統的な市場は世界中に存在し、国内及び国境を越えたサプライチェーンの両方から食料にアクセスする上で重要な役割を果たしていること。

WHO 代表は、WHO において、生きた動物を含む食品市場におけるヒトと動物の接触から生じる公衆衛生上のリスクの軽減に焦点を当てた、食品の伝統的な市場に関するガイドラインを作成中であること説明した。また、その作成プロセスは科学に基づいており、システマティック・レビューとパブリック・コンサルテーションを含め、2年間に及ぶと見込まれており、利用可能となった際には、コーデックスのガイドラインが必要に応じて見直され、更新される可能性があること述べた。

(ガイドライン)

タイトル

他の国際文書との整合から、タイトルを「伝統的な食品市場 (traditional food markets)」と言及するよう修正提案がなされたのに対し、WHO 代表は、現在の文書は WHO の用語に沿ったものであることを説明した。さらに、「伝統的な食品市場」は明確性に欠けており、市場に流通する食品のタイプであると理解され得ることも指

摘し、タイトルは当初の提案どおりに維持された。

イントロダクション

食品安全を改善する取組みが、ヒト、動物及び環境衛生の調和を重視するワン・ヘルス・アプローチのより広い視野の中で理解されるべきであることを認識させることを目的として、「ワン・ヘルス・アプローチの枠組みの中で」という文言が最後に追加された。

目的、範囲と使用

ある参加国が、本ガイダンスが生きた動物を販売する市場に適用されるべきではないことに同意しつつも、伝統的な市場において生きた動物も販売される可能性があり、それが食品汚染の重大なリスクとなる可能性があることを指摘し、そのような汚染を回避するための推奨事項（例えば販売エリアを分離するなど）をガイダンスに含めることを提案した。EWG 議長は、この側面はセクション 4.3 で扱われるものとし、さらなる変更は行われなかった。

定義

食品グレード：フードチェーンを網羅的にカバーするために、食品の取扱い、加工、保管、包装に加えて「及び提供 (and serving)」が追加された。

食品販売者：この定義を削除し、本文書を通じて「食品事業者 (FBOs)」という用語を使用すべきとの提案に対し、食品を販売するだけの者と加工や調製等の食品販売前の役割も担う者とは、教育や訓練のニーズ等に関連する要件が異なるため、両者を区別する必要性が繰り返し説明され、本定義は維持された。

食品の伝統的な市場：ガイドラインの範囲をより明確にするため、次のとおり定義の最後に伝統的な市場の例を追加した。「例として以下が含まれるが、これらに限定されない：路上食品市場、ローカル市場、コミュニティ市場、公設市場、野外市場、生鮮市場、ファーマーズマーケット」

市場当局：明確さと網羅性を向上させるために、定義を次のとおり修正した。「伝統的な市場の管理に責任を負う組織又は個人。これには市場委員会や食品事業者団体が含まれる場合がある」。

場所、デザイン、レイアウト及び構造

一部の参加国は、一部の市場は非常に小規模で構造に制限がある可能性があることに留意し、パラグラフ 6.3.1 にさらなる柔軟性を持たせ、すべての構造が管轄当局による承認を必要とするわけではなく、単にレビューされることでも良いとの認識を持つことが重要であると考えた。一方、管轄当局による承認を維持することは重要であると指摘する参加国もあった。本文脈では、レビューと承認の両方が含まれるため、管轄当局に加えて、必要に応じて市場当局又は食品事業者団体もこれらのタスクを引き受けることができることを示すよう本文書も修正された。

市場の構造に関して規範的になることを避けるため、パラグラフ 6.3.6 の「屋根付きであること」が削除され、異常気象の影響を最小限に抑えるために「適切な機能／設備」に置き換えられた。

パラグラフ 6.3.11 で参照すべき水のタイプについて広範な議論が行われ、この定

義は広義であり、水の消毒を妨げるものではないことに留意しつつ、水の定義がなされている CXG 100-2023 を相互参照した上で、「飲用水」にのみ言及することとされた。「飲用水」はさまざまな方法で供給される可能性があるため、「流水 (running)」も削除された。これらの決定との一貫性を保つために、文書の他の部分にも変更が加えられた。

衛生管理

衛生だけでなく水も含むようタイトルが「水及び衛生 (Water and sanitation)」に変更された。本セクションには以前の文書と重複する部分があり得ることが指摘されたが、本セクションの焦点を考慮すると、水に関連するガイダンスを繰り返し説明することは重要であると考えられた。

消費者

消費者に対する責任を管轄当局及び市場当局に拡大するとの提案が検討されたが、本セクションの目的は消費者が果たせる役割を特定することにあるため、原案のまま維持されることに合意した。

(結 論)

本部会は、本ガイドライン原案を第 47 回総会にステップ 5/8 での最終採択を諮ることに合意した。また、総会で採択された後に、関連の地域調整部会に対し、路上販売食品に関する各文書と CXC 1-1969 及び本ガイドラインとの整合性を確保するためのレビューを求め、必要なフォローアップ（例えば見直しなど）を検討することを要請した。

議題 9 CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の整合化

EWG 議長である英国が、前回会合において、食品衛生に関する文書を改訂された CXC 1-1969 と整合させるためのオプションを提案するよう要請されたことを受けて、①簡単な整合化、②完全な構造的整合化、③完全な構造的及び技術的な整合化、の 3 つオプションを示す文書を作成したことを説明した。同文書には、作業の優先順位付けと実現可能性に関する整合化の要件及び検討事項を説明するための実例も含まれている。英国は、同文書に対する書面コメント等を踏まえ、以下を勧告した。

- 作業の優先順位付けを行い、分担し、今後の作業計画に統合する。
- 既存の文書の整合化の優先順位付けと作業の分担を検討し、今後の作業計画の更新に関して EWG 議長に協力する常設 WG を設置する。
- 整合化へのハイブリッド・アプローチの採用：オプション③に従い、既存の又は今後の EWG において技術的改訂が行われる文書又は今後の作業計画の一部の文書を整合化するとともに、オプション②に従い、整合化に特化した WG を通じて今後の作業計画の残りの文書を整合化する。
- 整合化の優先順位付けのメカニズムとして、文書の経年を考慮する。たとえば、2018 年に改訂された「水分含量が低い食品の衛生実施規範 (CXC 75-2015)」や 2017 年に改訂された「生鮮果実・野菜の衛生実施規範 (CXC 53-2003)」といった文書

が優先される可能性がある。

本会合において議論され（参照文書は CX/FH 24/54/10）、合意された主な事項は以下のとおり。

（総 論）

参加国から以下のようなさまざまな見解を表明された。

- ① ハイブリッド・アプローチは本議論を進展させる上で適切である。
- ② オプション③は、改訂された CXC 1-1969 との現状の不整合及び不一致に対する最も包括的な解決策を提供するものであり、CCFH により作成されたすべてのコーデックス文書に適用すべきである。
- ③ 作成中又は改訂中のすべての文書に対する CXC 1-1969 との完全な構造的及び技術的整合化の適用は、それぞれの EWG の TOR に含まれるべきである。
- ④ 新たな作業提案を引き受ける EWG は、オプション③に限定されることなく、オプション②又はオプション③のいずれかを選択できる柔軟性を有すべきである。
- ⑤ 作業の重複を避けることが重要であり、整合化に関する EWG と、新たな作業／今後の作業計画に関する WG の関係性を構築し、今後の作業計画を適切に共有すべきである。

CXC 1-1969 との構造的整合化を行った後の、文書の変更に関する合意の正式な手続を問われたのに対し、コーデックス事務局は、総会による採択に付する前に、あらゆる整合化作業が本部会において検討され、合意される必要があると説明した。

「海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）」と CXC 1-1969 の整合化に関しては、ガイドラインの改訂作業が既に行われていることを考慮し、議題 7 において検討すべきであることに合意した。

（結 論）

本部会は以下の点に合意した。

- ① 整合化の作業に優先順位を付け、作業計画に組み込むこと。
- ② 整合化には、以下のようなハイブリッド・アプローチを採用すること。
 - ・ 技術的改訂が行われている、又は今後の作業計画に含まれる一部の文書を、関連の EWG において CXC 1-1969 と構造的に整合させ、また技術的内容も必要に応じて整合させる。これは関連の EWG の TOR にも反映されるべきである。
 - ・ 整合化を要する今後の作業計画の残りの文書（REP24/FH 付録Ⅶ参照）は、整合化 EWG において CXC 1-1969 と構造的に整合化させる。

さらに本部会は、中国を議長、英国及び EU を共同議長とする整合化に関する EWG を設置することに合意した。EWG は以下を行う。

- ① 付録Ⅶにリストされている文書のうち、直近で修正が行われたものから構造的整合化作業を開始し、CXC 1-1969 との整合化を完了する期限を設定する。整合化

作業には以下が含まれる。

- 文書の CXC 1-1969 との完全な構造的整合化の適合性をレビューすること。
 - 文書を CXC 1-1969 の主要な見出しと構造的に整合させること。
 - 整合化する文書に既存のテキストが存在しない場合は、単に CXC 1-1969 へ相互参照を設けること。
 - CXC 1-1969 の以前のバージョンにはなかったセクション 16～19 (HACCP) への相互参照を含めること。
- ② 文書の独特の構造、経年、時代のそぐわなさなど、構造的整合化を妨げる、あるいは特に大きな課題を生じるあらゆる側面を特定し、可能な場合には、次回 CCFH において検討すべく、これらに如何に対処するか の勧告を提示すること。
- ③ 新たな作業／今後の作業計画に関する WG と情報交換を行うこと。
- ④ 次回 CCFH に、整合化した文書案、直面した課題及び次のステップへの勧告を含む報告書を提出すること。

議題 10 食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 79-2012) の改訂

カナダが、オランダを代表して改訂したプロジェクト文書を紹介し、本新規作業でカバーされる主な事項として以下が含まれることを指摘した。

- HEV (E 型肝炎ウイルス) 及び冷凍ベリー類や調理済み食品などの新たな食品媒体に対応したスコープの拡大
- フードチェーンに沿った介入措置の見直し
- 食品中のウイルスの検出に関する情報の追加
- さまざまなリスク評価モデルのレビューを踏まえた新たな検討事項

また、最新の JEMRA の科学的助言に基づき、さまざまな食品（例：貝類、調理済み食品、生鮮及び冷凍食品、豚肉及び野生動物肉など）をカバーする付属文書を構成することも提案された。なお、JEMRA に要請した 5 つの分野の科学的助言（①起因食品、②予防・介入措置、③分析法、④指標、⑤リスク評価モデル）のうち 4 つはすでに検討が行われており、現時点で追加の科学的助言の要請はないことにも言及した。

(結 論)

本部会は、新規作業を支持し、以下のことに合意した。

- ① 新規作業として承認を得るべく改訂されたプロジェクト文書を第 47 回総会に送付すること。
- ② カナダを議長、オランダを共同議長とする EWG を設置し、ステップ 3 でのコメント要請及び次回会合での審議のため、改訂原案を作成すること。なお、必要に応じ、文書を CXC1-1969 と完全に整合させること。

議題 11 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CAG 78-2011) の改訂に関する討議文書

米国が、ブラジル、ホンジュラス及びニュージーランドを代表して討議文書を紹介し、サルモネラ属菌とカンピロバクターに関連した食中毒の発生状況や、鶏肉及び関連業界の継続的な成長の重要性に鑑み、本取組みが重要であることを強調した。本新規作業は、食鳥処理前後の介入措置、実践的な介入措置、微生物学的モニタリング及び病原体の同定手法に取り組むものであること、将来を見据えれば、分子生物学的手法を含めることも考慮されるべきであると説明した。また、本作業を支援するための JEMRA の科学的助言はすでに利用可能であり、現時点で追加の科学的助言の要請はないことに言及した。

(結 論)

本部会は、以下のことに合意した。

- ① 新規作業として承認を得るべく改訂されたプロジェクト文書を第 47 回総会に送付すること。
- ② 米国を議長、豪州、ブラジル、デンマーク、ホンジュラス及びインドを共同議長とする EWG を設置し、ステップ 3 でのコメント要請及び次回会合での審議のため、改訂原案を作成すること。なお、必要に応じ、文書を CXC1-1969 と完全に整合させること。

議題 12 調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 61-2007) 改訂に関する討議文書

カナダが、フランス及び米国を代表して改訂されたプロジェクト文書を紹介し、本新規作業では、生産から消費までのフードチェーン全体にわたる管理措置、微生物学的モニタリング手法及び消費者の慣行が考慮されることを指摘した。また、本作業を支援するための JEMRA の科学的助言はすでに利用可能であり、現時点で追加の科学的助言の要請はないことに言及した。

(結 論)

本部会は、以下のことに合意した。

- ① 新規作業として承認を得るべく改訂されたプロジェクト文書を第 47 回総会に送付すること。
- ② 米国を議長、カナダ、中国及びフランスを共同議長とする EWG を設置し、ステップ 3 でのコメント要請及び次回会合での審議のため、改訂原案を作成すること。なお、必要に応じ、文書を CXC1-1969 と完全に整合させること。

議題 13 その他の事項及び今後の作業

本会議に先立って行われた PWG の議長である米国が、以下の新規作業提案を支持する旨の PWG の結論の概要を説明した。

食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CAG 79-2012) の改訂

議題 10 参照

鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CAG 78-2011) の改訂

議題 11 参照

調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 61-2007) の改訂

議題 12 参照

食品中のアレルゲン

本部会は、「食品事業者のための食物アレルゲン管理に関する実施規範 (CXC 80-2020)」と「包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985)」における食物アレルゲンに関する新たな規定の整合性を確保すべきとの CCFL からの提案を踏まえ、次回会合に先立ち討議文書が作成される可能性に言及した。

今後の作業計画

本部会は、PWG の報告書及び今後の作業計画を支持するとともに、米国を議長として CCFH の作業の優先順位に関する PWG を設置し、次回会合に合わせて開催することに合意した。また、コーデックス事務局に対し、2025 年 9 月 1 日を期限として、新規作業提案を求める回付文書の発出を求め、加盟国に対し、新たな討議文書や新規作業提案（例：食物アレルゲンなど）を提出するよう促した。

議題 14 次回会合の日程及び開催地

次回会合は 2025 年末に米国で開催される予定であり、開催国政府がコーデックス事務局と協議の上、最終決定される旨が報告された。

(参考)

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌 (Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> : STEC) の管理のためのガイドライン原案	5/8	生鮮葉物野菜の付属文書、スプラウト類の付属文書 第 47 回総会 (ガイドライン本体、生の牛肉、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズの付属文書は第 46 回総会で採択済み)
食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン原案	5/8 2/3	乳・乳製品の付属文書 第 47 回総会 魚・水産製品の付属文書、目的に適した水に係る評価、水の安全管理、再利用水の回収及び処理技術に関する品目横断的な付属文書 電子作業部会（議長国：EU、モロッコ、ホンジュラス、モーリタニア、インド及びIDF） 第 55 回 CCFH (ガイドライン本体、生鮮農産物の付属文書は第 46 回総会で採択済み)
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の修正	5	第 47 回総会
伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン原案	5/8	第 47 回総会
CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）」の整合化	-	電子作業部会（議長国：中国、英国及びEU） 第 55 回 CCFH
食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の修正	3	電子作業部会（議長国：カナダ、オランダ） 第 47 総会 第 55 回 CCFH
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン（CXG 78-2011）の修正	3	電子作業部会（議長国：米国、豪州、ブラジル、デンマーク、ホンジュラス及びインド） 第 47 総会 第 55 回 CCFH
食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 61-20079）の修正	3	電子作業部会（議長国：米国、カナダ、中国及びフランス） 第 47 総会 第 55 回 CCFH
新規作業提案/今後の作業計画	-	CCFH の作業の優先順位に関する作業部会（議長国：米国） 第 55 回 CCFH

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 17 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

日 時：2024 年 4 月 15 日（月）～19 日（金）

開催地：パナマシティ（パナマ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来及び天然由来の有害物質	
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）
6	魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ 4）
毒素	
7	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費用落花生の定義
8	特定のスパイス類中の総アフラトキシシ及びオクラトキシシ A に関するサンプリングプラン（ステップ 4）
9	シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ 4）
討議文書	
10	ピロリジジシアルカロイド類に関する討議文書
11	トロパンアルカロイド類に関する討議文書
12	食品中のアクリルアミドに関する討議文書
13	キノア中のカドミウム及び鉛

14	落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) のレビュー
15	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B ₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー
16	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書
一般事項	
17	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
今後の作業	
18	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
19	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業
20	JECFA による汚染物質の評価の優先リスト
その他	
21	汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな問題についての先見性
22	その他の議題
23	次回会合の日程及び開催地
24	報告書の採択

第 17 回食品汚染物質部会（CCCCF）報告書

1. 日 時 2024 年 4 月 15 日（月）～19 日（金）
（4 月 14 日（日）に本会議場で会期前作業部会（物理的会合）が開催された。）
2. 開催地 パナマシティ（パナマ）
3. 参加国及び国際機関 54 加盟国、1 加盟機関、7 オブザーバー
4. 議長 Dr Sally Hoffer（オランダ農業・自然・食品品質省）
5. 政府代表団

農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	漆山	哲生
食品安全委員会事務局情報・勧告広報課	課長補佐	高岸	克行
消費者庁消費者安全課	国際食品室専門職	木道	淳一
消費者庁食品衛生基準審査課		春田	一磨
農林水産省消費・安全局農産安全管理課	安全企画係長	橋本	美優
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室		小林	勇太郎

6. 結果概要

オープニングセッションにおいて、パナマのラウレンティノ・コルティソ大統領が登壇し、国際貿易における食品安全の確保とこの分野におけるコーデックスの重要性について述べ、消費者保護のために食品汚染物質の検出における科学技術の役割の果たす役割を強調し、本会合が開幕した。

議題 1. 議題の採択

仮議題が本会合の議題として採択された。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第 46 回総会（CAC）（2023 年）、第 84 回・85 回執行委員会（CCEXEC）（2023 年）及びその他の関連部会における CCCC 関連事項の報告が行われ、以下が確認された。

- 現在進められているコーデックス戦略計画 2026-2031 の草案へのコメント提出など、CAC 及び CCEXEC の議論への積極的な貢献を推奨。
- 新たな食料源と生産システム（NFPS）に関する討議文書や新規作業提案の提出及び食品包材へのリサイクル材の使用に関するガイダンス開発に向けた回付文書（CL 2024/20-CAC）へのコメント提出の推奨。
- コーデックス分析・サンプリング法部会（CCMAS）からの付託事項である、「複数成分の総量」（sum of components）アプローチを使用し、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（CXS193-1995、通称 GSCTFF）に収載されている食品中の総アフラトキシンのサンプリングプランの分析法の性能規準を新た

に規定する作業に関しては、ブラジルがボランティアな作業実施を申し出、部会はブラジルに整理を依頼し、第 18 回 CCCF において検討することに合意。GSCTFF に収載されているサンプリングプランが、改訂されたサンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）に従っているかどうかをレビューする作業は、我が国からの提案等により議題 18 の汚染物質の規格のレビューの中で検討されることとなった。

- 第 45 回 CAC（2022 年）での合意事項を受けて、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）に対して、様々な穀類及び穀類製品中の総アフラトキシンに関する最大基準値（ML）の見直しを支援するためのデータ収集を行うこと及び第 18 回 CCCF での ML 見直しの可能性に関する決定を促進するため収集データの概要文書を作成することを要請。

議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

FAO、WHO、JECFA 事務局から、それぞれ、以下の活動や作業の報告が行われた。

- JECFA 会合の予定

2025 年 10 月に第 101 回 JECFA 会合が開催され、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB、ヒ素のリスク評価が行われる予定。（データの提出期限は 2024 年 12 月 1 日まで。）

（FAO から）

- 魚食のリスクとベネフィット

2023 年 10 月に専門家会合を実施し、新たに利用可能となった根拠について検討を行い、2010 年に発表した魚食のリスクとベネフィットに関する報告書を更新。概要版を FAO 及び WHO のウェブサイトに掲載しており、全体版は今後公表予定。

- 循環型社会における食品安全

循環型社会における食品安全に関する様々な課題と機会について検討し、報告書を作成しており、報告書では、水の再利用、食品の再利用、食品包材の再利用及び統合農業システムの 4 つのテーマについて食品安全への影響を検討。今後数ヶ月以内に最終版が完成予定。

- 水と食品の安全性の関連性（化学物質の安全性に焦点をあてて）

農産物の生産システムの各段階で良質な水を使用することは食品の安全性にとって重要であるが、特に化学物質に関する国際的な規格がないことが懸念材料となっている。FAO は WHO と協力し、水の化学物質（新興汚染物質を含む）の安全性に関する科学的助言を提供するプロジェクトを開始。

- 農産品における環境阻害剤使用による食品安全への影響

「農産品における環境阻害剤使用による食品安全への影響」に関する報告書を公表。環境阻害剤（Environmental inhibitors）は、農産物の生産プロセスが環境に及ぼす有害な影響を最小限に抑えるために用いられる一つの方法（例えば、反芻動物からのメタンガス放出抑制剤、農耕地からの窒素流出防止剤）である一方、食品に非意図的に残留した場合、健康上の懸念や貿易上の混乱が発生する可能性がある。報告書では、環境阻害剤の使用による食品安全への影響について詳細な分析がなされている。（本件に関する FAO 主催ウェビナーが 5 月 9 日に開催された。）

- **食糧援助と食品安全**

国連世界食糧計画等の食糧援助機関と連携し、食糧援助機関が安全で栄養価の高い食糧を確保する上で直面する特定のリスクを管理するためのロードマップを作成。報告書は近日中に公表予定。

(WHO から)

- **ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB に関する作業**

毒性等価係数 (Toxic Equivalency Factor (TEF)) 設定のための透明性のある体系的なアプローチを考案し、その方法論を記載した論文が入手可能となった。2025 年に開催される第 101 回 JECFA 会合では、新たに決定された TEF 値を用いて、食事暴露量の再評価が行われる予定。

- **FAO/WHO のコーデックス信託基金 (Codex Trust Fund (CTF))**

CTF が世界的に活動範囲を拡大し、合計 59 カ国のスポンサーとなった。ブータン、インド及びネパール並びにアゼルバイジャン、ホンジュラスにおける先進的な取り組みの成果を示す 3 本のビデオを発表した。

- **パー（ペル）及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) に関する作業**

(1)PFAS の健康影響に関する包括的レビュー (単独暴露、複合暴露を考慮した、暴露に関連する PFAS 種や主要なエンドポイントの特定を含む)、(2)食事からの PFAS 暴露によるリスクを評価するための方法論の開発、(3)それぞれの作業を適切に実施するためのガイダンスの提供の 3 つの予備作業 (ワークパッケージ) を今年から開始。これらの作業はダイオキシン類の TEF 値設定における方法論の開発から得た知見も活用される。これらの作業は、2027 年開催が予想されている JECFA における PFAS 評価の基礎ともなることが期待される。

議題 4. その他の国際機関からの関心事項

国際原子力機関 (IAEA) から、2024 年で 60 周年を迎える FAO/IAEA 共同センターの過去 1 年間の活動の紹介に加えて、作成が進められている食品、飼料及び飲料水中に天然に含まれる放射性核種に関する有益な情報文書については、回付文書 (CL 2023/17-CF) に対し提出されたコメント及び 2024 年後半に発行が予定されている原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) の報告書に沿って、第 18 回 CCCF に向け、更新される予定であることが報告された。

議題 5. 特定の食品群中の鉛の最大基準値 (ステップ 4)

(経緯)

第 13 回 CCCF (2019 年) において、鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための新規作業を、第 42 回 CAC (2019 年) において承認。前回会合までに、砂糖類や直接消費乳幼児用調理済み食品などにおける新規の ML 設定の議論が終了。今次会合では、料理用ハーブ類及びスパイス類の ML を検討。

ブラジルを議長国とする電子的作業部会 (EWG) から提案された ALARA の原則に基づく ML 原案について、会期前週に開催された関心国によるバーチャル作業部会 (VWG) において議論が行われ、修正原案が CRD02 として配布された。

本会合においては、スパイスの品目ごとに、修正原案に関して議論が行われた。

○乾燥花からなるスパイス類

EWG からは当初 ML 原案が提案されていたものの、VWG において、乾燥した花の濃度データがすべてカモミールに由来し、カモミールはほとんどの加盟国においてスパイスとしてではなく、ハーブティとして主に利用されることを確認。このため、VWG においては本カテゴリーについては ML 設定を中止することが提案され、我が国もこの提案を支持。本会合においても、部会として特段の異論なく、中止に合意した。

○乾燥仮種皮からなるスパイス類

VWG において、EWG 原案である 0.9 mg/kg に対して一定の支持があり、本会合においても合意。インドはデータの地理的代表性などを確保するため、さらなるデータ収集を提案して決定に留保。なお、本カテゴリーのデータ解析に用いられた仮種皮からなるスパイスは、すべてメース（ナツメグの仮種皮）であったが、データが入手できたスパイス類のみに ML を設定することは ML を適用する品目を制限することになるため、データ解析に使用したスパイス類の情報は、ML が収載される GSCTFF の注釈に記載するのではなく、日本とオランダが部会ごとに作成している GSCTFF に関する作業文書（INF1）の「CCCCF への注釈」の項目に記載することとなった。

○乾燥種子からなるスパイス類（セロリ種子を除く）

EWG から提案された ML 原案が 0.8 mg/kg であったのに対して、VWG においてはセロリ種子を除いた上で、原案では違反率が 5%に近く高すぎるとして 0.9 mg/kg が支持された。本会合においても、この修正原案に支持が集まり、部会として合意した。インドは前述と同様の理由により決定に留保を表明。

なお、本カテゴリーの議論の過程において、複数の原材料からなるミックススパイス類への ML 適用についても議論された。VWG における議論では、GSCTFF においては複数原材料の製品への ML は設定されておらず、ML はミックスの原材料比率によって算出可能であるとして、ML は提案されなかった。

これに対して、ML が設定されていない原材料については ML を 0 と見なして計算すべきや原材料比率が不明であればもっとも低いスパイスの ML を適用すべきなど様々な意見が出された。その結果、複数原材料からなる食品への ML 適用の議論については、スパイスに限定されるものではないとして、コーデックス事務局から横断的な注釈を GSCTFF の附属書 II にある品目の定義内に追記することが提案された。これに対して、我が国からは、複数原材料からなる食品中の汚染物質の最大濃度の考え方に関する規定については GSCTFF の附属書 I に既に存在するので、整合をとるべきではないかと指摘した。今次会合においてはミックススパイスの取扱いについては決着せず、コーデックス事務局が回付文書により複数原材料の製品の ML の考え方についてのコメントを求めるとともに、JECFA 事務局がミックススパイス中の鉛濃度データを募集し、次回会合で議論することとなった。

○乾燥セロリ種子のスパイス

セロリ種子の実態調査データに基づいて、ML 原案として 1.5 mg/kg が提案されたが EU はセロリ種子であっても他の種子のスパイス類と同じ 0.9 mg/kg が達成可能と主張。部会としては、1.5 mg/kg の ML を設定することに合意した。EU 及びインドは決定に留保を表明（インドは他のスパイスと同旨の理由）。

○乾燥根茎及び根からなるスパイス類

当初は鱗茎を含むカテゴリーが提案されていたが、鱗茎類の乾燥スパイスはニンニク以外にはなく、乾燥ニンニクについて ML を設定しないことに過去の部会で合意していることを受けて、VWG においてカテゴリー名が「乾燥した根茎及び根」に変更された。VWG から ML 原案として 1.5 mg/kg が提案されたが、タイから 1.5 mg/kg の ML は違反率が 4.8%であり 5%に近く、違反率が 2.8%となる 2.0 mg/kg が適当であり、個別の ML を設定するにはデータ数が十分ではないガラングルを含めて ML を設定することが提案された。我が国からは 1.5 mg/kg の ML 案では乾燥ショウガの違反率が 23%で 5%を大きく超えており、スパイス類の消費量も考慮すると、ガラングルを含めて 2.0 mg/kg とすることを支持できると発言。議論の結果、ガラングルを含めて 2.0 mg/kg とすることに合意したが、EU、エジプト、インドネシアは、ALARA の原則に基づいて利用可能なデータから消費者の健康保護の観点から検討すると、1.5 mg/kg を支持できるとし、インドは、本カテゴリーのスパイス類のデータのほとんどが特定の品目に由来し、グループを代表するデータになっていないとして、さらなるデータの収集が必要と主張し、これらの地域、国は決定に留保した。

○乾燥樹皮からなるスパイス類

VWG から提案された修正原案の 3.0 mg/kg について議論。EWG から当初提案されていた 2.5 mg/kg よりも違反率を考慮すると適切な水準であるとして支持が集まった一方で、米国などシナモンが子供向けの製品や家庭料理に使用されるとの理由から 2.0 mg/kg という当初原案よりも低い ML を支持する国や地域もあった。EWG 議長国のブラジルから、2.5 mg/kg をステップ 5 で予備採択することが提案され、さらなるデータ募集を行った上で次回会合で議論することに合意した。データの募集に当たっては食品偽装などにより著しく汚染されたサンプルは除外することを確認し、米国が EWG における外れ値解析を支援することになった。

○乾燥花部からなるスパイス類

EWG 原案である 2.5 mg/kg に VWG、本会合でも支持が集まり、合意されたが、EU はサフランとケッパーの利用可能なデータからは 1.0 mg/kg が適切であると主張し、また、クローブについてはほとんどのデータが 0.5 mg/kg 未満であるとしてデータセットに含まれる 2 mg/kg を超えるようなデータは外れ値の可能性があることを指摘した。エジプト、トルコも EU の主張を支持した。インドはサフランのデータがわずか 15 点しかないことから、ML 設定のためのデータの収集にはさらなる時間が必要と主張した。これらの地域、国は、決定に留保した。

○乾燥果実及びベリーからなるスパイス類

EWG 原案である 0.6 mg/kg に VWG、本会合でも支持が集まり、データから濃度分布が異なる可能性が示唆された華北山椒、スターアニス、パプリカ、スマックは本カテゴリーから除いた上で ML を設定し、除外したスパイス類については個別の ML を設定することに合意した。インドは決定に留保。

○乾燥パプリカ及びスマック

VWG から、乾燥パプリカ、スマックについては、乾燥果実、ベリーのスパイス類の ML とは別に、個別の ML を設定すること、実態データに基づいて 0.8 mg/kg とすることが提案され、合意した。

○乾燥華北山椒及びスターアニス

VWG から、乾燥華北山椒及びスターアニスについては、乾燥果実、ベリーのスパイス類の ML とは別に、個別の ML を設定すること、実態データに基づいて 3.0 mg/kg とすることが提案され、協議。EU は華北山椒の ML を 3.0 mg/kg とすることは支持できるが、EU の利用可能なデータからはスターアニスは 0.8 mg/kg が達成可能であるとして留保した。より多くのデータが集まるまでステップ 4 に留めるべきとの意見もあったが、最終的に ML を最終採択に進めることに合意した。

○生鮮、乾燥の料理用ハーブ類

議長から第 15 回会合（2022 年）において、今次会合での最終合意に至らない場合、料理用ハーブへの ML 設定は中止することに合意していることについてのリマインドがあった。

乾燥料理用ハーブ類については、VWG、本会合を通じて EWG 原案である 2.5 mg/kg に支持が集まったが、EU は欧州食品安全機関（EFSA）のデータベース上の約 1500 点の乾燥ハーブのデータに基づけば 1.5 mg/kg が達成可能である旨を主張。EWG 議長のブラジルは、地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム（GEMS/Food）のデータベースから抽出されたデータには、EU が主張するデータは見当たらず、EU のデータを考慮するのであれば、2.5 mg/kg をステップ 5 で予備採択することに留め、JECFA 事務局からデータ募集することが提案され、部会はこれに合意した。

生鮮ハーブについては、VWG の議論から ML 設定は中止とし、乾燥スパイスの ML から水分含量を考慮して適用することが提案された。米国は水分含量から ML を導出する規定は、乾燥料理用ハーブ類の ML を導出するのに濃縮係数は使用しないとの第 14 回会合（2021 年）での合意に従い、この規定を削除すべきことを主張。タイは乾燥料理用ハーブの ML 設定が未確定である以上は生鮮料理用ハーブ類の ML 設定を中止せずに継続することを主張。コーデックス事務局からはステップ 5 での予備採択は、ML が設定されることを意味するとの説明があった。これらの議論の結果、生鮮料理用ハーブ類の ML 設定は中止し、次回会合で乾燥料理用ハーブ類の ML から生鮮料理用ハーブ類の ML 導出を考えるための水分含量に関する注釈について議論することに合意した。

スパイス類（ステップ5/8での最終採択を求めるもの）

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
乾燥仮種皮からなるスパイス類	0.9	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥花部からなるスパイス類	2.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥花：クローブの規格（CXS 344-2021）。
乾燥果実及びベリー類からなるスパイス類	0.6	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	本 ML は乾燥華北山椒、乾燥スターアニス、乾燥パプリカ、乾燥スマックには適用しない。
乾燥パプリカ及びスマックからなるスパイス類	0.8	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥トウガラシ・パプリカの規格（CXS 353-2022）。
乾燥華北山椒及びスターアニスからなるスパイス類	3.0	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥根茎及び根からなるスパイス類	2.0	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格（CXS 343-2021）。
乾燥種子からなるスパイス類	0.9	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	本 ML は乾燥セロリ種子には適用しない。関連する個別食品規格はクミンの規格（CXS 327-2017）及び乾燥種子：ナツメグの規格（CXS 352-2022）。
乾燥セロリ種子からなるスパイス類	1.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	

スパイス類（ステップ5での予備採択を求めるもの）

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
乾燥樹皮からなるスパイス類	2.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥した料理用ハーブ類	2.5	全体	生鮮の料理用ハーブ類の ML は乾燥ハーブに対する生鮮ハーブの水分含量に基づいて算出される。

(結論)

次回会合にむけて再度、ブラジルを議長国とする EWG が設定される。
ステップ 5/8 での最終採択又はステップ 5 での予備採択を第 47 回 CAC に諮ることになった ML は前頁のとおり。

議題 6. 魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 15 回 CCCF において、各国が魚類中のメチル水銀又はその他の汚染物質に関して採用しているサンプリングプランに関して、回付文書を通じて加盟国からの情報を収集するとともに、CCMAS におけるサンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改訂作業も本作業において考慮すること、サンプリングプラン規定に魚の金銭的価値を持ち込まないことに合意した。さらに、第 17 回 CCCF に向けて、ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする EWG を再設置し議論することに同意した。

以降、回付文書を通じて、各国が提供可能なデータについての情報収集が重ねられ、EWG から討議文書案に示されたサンプリングプランの原案をステップ 5/8 での最終採択の可否を提示された。回付文書による各国からの事前提出コメントを反映した修正原案について、本会合の前週に開催された VWG で実質的な議論が行われた。

(議論)

EWG 議長国のニュージーランドからサンプリングプランの修正原案について、利用可能な唯一の情報ハマグロ類に関するものであり、ML が設定された魚種の異なる部位中のメチル水銀分布に関するデータやサンプリングプランの実行性を確認するデータが不足していることなど依然として重要な課題や知識ギャップがあるものの、各国から寄せられた情報を盛り込んだとの説明があった。

VWG においては、以下の点が議論となった。

① 「インクリメントサンプル」の数

EWG 原案では、20 トン以上のロットに対しては、100 個以上のインクリメントを採取することが提示されていたところ、我が国を含め複数国より、多数のサンプル取得が実践的でないため、サンプルの数を制限するべきとのコメント提出があり、科学的な根拠がある場合にはインクリメントサンプルを減らすことができるとする日本の提案が VWG の修正原案に反映された。VWG では、インクリメントサンプルの数を規定した表 3 について、EU から追加の修正の提案があり、0.5 トン以上のロットから採取するインクリメントサンプルの数は 10 個以上と修正された。

本会合では、VWG の表 3 の修正内容を考慮し、日本から当初提案したインクリメントサンプルを減らすことができるとする規定はもはや不要ではないかとの意見があり、当該既定を削除することに合意した。

表 3. ロットの重量に応じて採取されるインクリメントサンプルの数

ロットの重量(MT)	インクリメント サンプルの数	実験室サンプルの 最小重量(kg)
～≤0.05	3	1
0.05<～≤0.5	5	1
0.5<～≤1	10	1
1<～≤3	20	1
3<～≤10	40	1
10<～≤20	60	1
20<～	100	1

メートルトン (MT) = 1000キログラム

② 重量に基づくサンプル採取部位について

EWG原案では、10キロ以上の大型魚に関しては「頭の後ろと尾に近い筋肉の均等に合成したもの」との提案があった。これに対し、我が国は、EWGに提出済みのマグロ類の魚体中の部位別濃度データについてリマインドし、尾部の筋肉の濃度が魚体全体の平均濃度と有意な差がないことが科学的に示されていることを強調し、少なくとも大型のマグロ類については尾部からサンプリングすべきであることをあらためて主張した。

物理的作業部会 (PWG) においては、議長国より、マグロ類のみ部位別データが日本から提出されたことの紹介があり、依然として重要な課題や知識ギャップがあるものの、10キロ以上のマグロに関しては、尾に近い筋肉の採取を認めるオプションが認められた。また、ブラジルより、6キロのマグロにおいても、大型であり経済的価値があるため、尾に近い筋肉の採取をするべきとの提案があり、議長国であるニュージーランド、EUからは原案のままで良いとの意見があった。

ブラジルより10キロで区別する根拠がない以上、経済的価値を優先するべきとの意見により、新たに6キロ以上のマグロについても、尾に近い筋肉の採取を認めるオプションが認められた。

本会合では、表4について、重複する記載を整理した上で修正提案に合意した。

③ その他

本会合において、米国より、データがマグロのみではなく、他の魚種へのサンプリングプランの適用可能性に疑問が投げかけられたが、EWG 議長国は、他魚種のデータが限られていることを認めた上で、原案は現時点で利用可能な最良のデータに基づいており、各国がサンプリングプランの使用経験を積み、より多くのデータが利用可能になった時点で改訂/修正できるということを補足し、部会として確認した。

表 4.重量クラスに基づいて全形魚からインクリメントサンプルを採取する組織部位

個々の魚全体の重量クラス	サンプル部分
<1キロ	- 魚全体(消化管を切除した後) 0.05MT以上で集計サンプルが<u>3 kgを超えるロットでは、</u>正中線(鰓口と肛門の中間)に沿って、背骨から腹部までサンプリング。
1-106キロ	- 正中線(鰓口と肛門の中間)に沿って、背骨から腹部までサンプリング。 0.05 MT以上のロットで、総サンプルが3 kgを超える場合、尾に近い筋肉
106キロ<	- 正中線(鰓口と肛門の中間)に沿って、背骨から腹部までサンプリング。 <u>あるいは、頭の後ろと尾に近い筋肉の均等な合成</u> <u>マグロの場合、尾に近い筋肉からサンプルを採取も可能。</u>

(結論)

CCCCF は、以下について合意した。

- サンプリングプランを第 47 回 CAC に送付し、ステップ 5/8 での採択を諮る。
- サンプリングプランを第 43 回 CCMAS に送付して承認を求める。

議題 7. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費 用落花生の定義

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシンの防止低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF (2021 年) では、インドを議長国とする EWG を再設置し、ML 原案の議論を続けてきたものの、前回会合で直接消費用 (RTE) 落花生の定義が決まっていないことから、GEMS/Food 上の解析対象とすべきデータが特定できず、ML の検討作業が困難であることが判明した。そこで、インドを議長国とする EWG を再設置し、まずは、総アフラトキシンの ML が対象とする RTE 落花生の明確な定義についての提案並びに GEMS/Food 管理者及びデータの収集、解析のガイダンスに関する EWG との連携協力の下で、実態調査データの分類を今次会合で検討することになった。

(※RTE とは、一般的には、加工や調理なしでそのまま喫食できる状態の食品を指すが、GSCTFF において、木の実類については追加のアフラトキシンの低減措置が不要なものを RTE、追加のアフラトキシンの低減措置が必要なものを加工向け (FFP) と定義していることに留意。)

(議論)

EWG 議長のインドから、第 16 回会合で決定した今後 2 年間の作業として、RTE 落花生の定義を確立をした上で、RTE 落花生の ML を作成するためのデータ収集と分析を行うこととなったことが言及された。また、EWG での議論を要約し、EWG が提案した

RTE 落花生の定義には、直接消費される広範な落花生が含まれていると説明した。この提案された定義は GEMS/Food の管理者に共有され、その定義ではほとんどの落花生が RTE 落花生になるため、RTE 落花生と FFP 落花生の総アフラトキシン濃度の比較は不可能であると結論づけられたことが紹介された。

この結論を受けて、インドは CCCF に対し、EWG 提案の定義を検討し、定義に合致し、かつ、実施規範が実行された後の RTE 落花生の実態データを生産国、輸入国に求めるよう提案した。

WHO 代表は、2022 年以降の GEMS/Food の管理者と EWG とのやりとり並びに利用可能なデータ解析から得られた知見を提示し、データベース上の既存データの 80% 以上が RTE か FFP かの分類ができず「不明」であり、特に「生落花生」として登録されているものは RTE と FFP の識別が難しことを説明した。このことから、サンプリングされた落花生の状態に関する質の高い記述の重要性が強調された。GEMS/Food 管理者は、CCCF に対して GSCTFF の RTE 木の実の定義を RTE 落花生にも適用することを提案した。これによって、RTE/non-RTE に分類する際、生落花生がアフラトキシン低減のための処理なしで食用に供されるものであるか否かを明記することで、将来的に RTE/non-RTE 分類の適用が大幅に容易になるとされた。

コーデックス事務局は、コーデックスの定義における例示の問題について、定義は明確かつ簡潔で使いやすいものである必要があり、定義に合致する品目の例示は CCCF やコーデックスの定義に通常は含まれないと説明した。

「RTE と表示されている」ことを RTE の定義の要件に含めることについては、直接食用となる RTE 製品は、通常は容易に識別可能であるため、この要件は定義から削除すべきという意見やこの要件は生落花生に限定して定義に残すべきであるとの意見が寄せられた。

RTE 落花生に該当する品目の例示は、データ提出の作業に関連し、データ募集の際に例示することもできるため、定義からは削除してもよいとの意見や、ピーナッツバターは他の原材料を含むため RTE 落花生ではなく、落花生を原材料とする別製品と見なすべきとの意見が寄せられた。

また、定義の作成だけでは GEMS/Food に提出済みの既存データの選別の問題を解決できず、GEMS/Food データベース上には、特に生落花生に関して、RTE か FFP かという分別において不明点が残ることが指摘された。

CCCF 議長は、この問題は定義の問題というより、特に生落花生のデータの提出方法に関するガイダンスに起因する問題であると指摘し、これらは 2 つの別個の問題と考えることが望ましいと述べ、RTE 落花生の定義は GSCTFF における RTE 木の実の定義を適用することを提案した上で、新たに募集するデータと同様に、既存のデータセットについても CCCF はデータ分類の問題に対処する必要があることを指摘した。

新たに行うデータ募集では、生落花生については、FFP か RTE かを明記しなければならず、報告の一貫性を確保するため GEMS/Food のデータ報告様式のどのフィールドにこの情報を記載するのかを明確にすること、加えて、実施規範の実行前後の比較ができるよう 2014 年以降のデータを募集することとされた。

さらに、既存のデータセットについては、GEMS/Food 管理者がデータ提出者に対し、現在不明となっている製品が RTE が FFP かを明確にするため、遡って調査するよう要

請した。2024 年 9 月までにデータを入手できるようにするタイトなスケジュールのため、この期間内に RTE か FFP かの情報がデータ提出国から提供されない場合、これらのデータは ML 設定に使用されないとされた。また、ピーナッツバターは RTE 落花生とはみなされないとされ、2018 年以前と以後のデータを比較する追加提案がなされた。さらに、EWG 議長により、データ解析の対象は総アフラトキシンであり、個々のアフラトキシン成分についてのデータ解析は行わないとされた。

(結論)

議論の結果、部会は以下について合意した。

- (i) RTE 落花生の定義については、GSCTFF 中の RTE 木の実に関する既存の定義を適用すること。
- (ii) RTE 落花生の総アフラトキシンに関する ML と関連するサンプリングプランを策定し、第 18 回 CCCF での検討のため、インドを議長、米国を共同議長とする EWG を設置し、
 - a. 今次会合で議論された上記の要素をデータ解析に含めること。
 - b. EWG は、GEMS/Food 管理者及びデータ解析に関する WG と緊密に連携し、第 15 回 CCCF で指摘された点を考慮に入れ、2 回の意見交換を行うこと。
- (iii) JECFA 事務局に対し、生落花生を RTE または FFP として指定するガイダンスとともに、データ募集を行うよう要請すること。
- (iv) GEMS/Food 管理者に対して、現在、分類が不明と整理されているデータが RTE、FFP のいずれに該当するのかをデータ提出者に明示するよう要請すること。

議題 8. 特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 12 回 CCCF にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範(CXC 78-2017) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に ML 策定の議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF 以降、議論を行い、前回会合において、乾燥トウガラシ、ナツメグの総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグのオクラトキシン A の ML について、ステップ 5/8 で第 46 回 CAC に最終採択を諮り、採択された。今次会合では、インドを議長国とする EWG が策定した、これらの ML に関連するサンプリングプラン原案の検討が行われた。

(議論)

EWG 議長国のインドは、作業の背景、EWG における議論の要約、推奨事項を紹介し、事前提出コメントに基づいて修正されたサンプリングプラン原案 (CRD30rev) を参照し、議論のポイントを以下のとおり強調した。

- 大小粒子径の定義
- 粒径が大きいスパイスのインクリメントサンプルの数及びロットが小さい場合におけるインクリメントサンプルの数と集合サンプルの数
- 合否判定の決定ルール

- 分析法の性能規準

第 18 回 CCCF におけるサンプリングプランの検討と最終決定に向けて、部会が未解決問題に関するガイダンスを提供し、EWG におけるサンプリングプランの継続的な開発を支援するようインドは提案した。

本サンプリングプランがスパイス類全般を対象としているのではなく、総アフラトキシン及びオクラトキシン A の ML が設定されたスパイスである、ナツメグ、乾燥トウガラシ、パプリカに関するものであることを確認した上で、議論が行われた。

○粒子径（大、小、粉末）の定義

修正サンプリングプラン原案に基づいて、以下の議論が行われた。

- 粒径が小さいスパイスの分類について懸念が示され、スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）が作成した対応するスパイスの個別食品規格では、小粒径は粉碎、ひび割れ、割れ、フレークなど、すでにスパイスの形態が定義されているため、小粒径の定義があらためて必要かどうかの疑問が呈された。
- 粉末状のスパイスの定義については、通常、ふるいの大きさに基づくことが明確化され、国際標準化機構（ISO）の定義を使用することが検討された。一方、検討中のスパイスの個別食品規格では粉末についても定義されており、定義は不要との意見もあった。

議論の結果、CCCF は以下に同意した。

- 「粒径の大きいスパイス」とは、原形のまま（whole）のナツメグ、乾燥トウガラシ、パプリカと定義する。
- CCSCH が策定した規格の定義に従い、「粒径の小さいスパイス」を各スパイスの粉碎、碎片、割片、フレークと定義する。
- 「粉末スパイス」について、微粉碎して得られるスパイスと定義する。

○サンプリング単位数

集合サンプルの重量を 10 kg とすることに対する一般的な支持を確認。EU 及び EU 加盟国は、粒径の大きなスパイスにおけるアフラトキシン（及びオクラトキシン A）汚染の不均一性は、落花生や木の実のアフラトキシン汚染の不均一性と類似しているとの見解を示し、木の実類の集合サンプルの重量は 20 kg、又は 10 kg を 2 検体で分析し、合否判定を行うルールであるが、スパイスの価値が高いことを考慮すると、10 kg の集合サンプルを検討することもできるとした。

CCCF は、集合サンプルの重量を 10 kg とすることに合意し、この決定に基づき、関連箇所の修正が行われた。

○合否判定の決定ルール

CCCF は、決定ルールの定義を、魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（議題 6）で合意された定義と整合させることに合意。決定ルールの最適な掲載場所、すなわち、形態ごとに適用されるサンプリングプランの各セクションの下、あるいは全ての形態のスパイスに適用されるという一般的な記述を検討するよう、EWG に要請した。

CCCF は、サンプリングプランを最終化するためには、以下の問題を検討する必要があることを確認した。

- 分析法の性能規準の開発（ブラジルから CRD34 として提出された案が検討の基礎となることを確認。）
- 粉末スパイスのサンプリング方法の修正の可能性。EU は、最新の研究で EU のサンプリングプランを基礎とする現在のサンプリングプランではロットを代表するサンプル取得が保証されないということが示唆されていることを指摘。

CCCF は、EWG が粉末スパイスのサンプリングプランの修正を検討できるよう、前述の研究結果を EWG に提供するという EU の申し出を確認。一方、CCCF は、提供された予備的な情報に基づくインクリメントサンプルの数及び集合サンプルの重量についての代替案を EWG での更なる検討のために括弧書きで記載することに合意した。

（結論）

- (i) サンプリングプラン原案を第 47 回 CAC に送り、ステップ 5 で予備採択する。
- (ii) インドを議長とする EWG を再設置し、第 18 回 CCCF でのサンプリングプランの最終決定を目指して、未解決の問題を検討する。修正したサンプリングプランは、コメント募集及び第 18 回 CCCF での検討のため回付される。
- (iii) 作業完了時期を 2025 年まで延長するよう、第 86 回 CCEXEC に要請する。

議題 9 シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ 4）

（経緯）

前回会合において、シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドラインに係る新規作業を開始することに合意し、第 46 回 CAC でプロジェクトドキュメントが承認された。米国を議長、フランス、スペイン及びパナマを共同議長とする EWG から、本作業はガイドラインではなく実施規範とすることが適切であるとして、シガテラ中毒に関連することが知られる、または関連が疑われる海洋生物のリストのほか、シガトキシン（CTX）の検査の目的に応じて適用可能な分析法の一般的な情報を含む原案が提示された。

本会合前日に行われた PWG で実質的な議論が行われ、事前提出されたコメントを反映した修正原案が提示され、議論を行った。

（主な議論）

EWG と PWG の議長国の米国から、EWG 原案からの変更点について説明があり、各国がこの修正原案に対して、さらなる修正の提案等を行った。

実施規範（COP）の本体については、特に、販売を禁止する魚種のリスト作成等の管理手法などの措置が例示されている等の点に懸念が示され、一部の措置は実用的ではなく、これらの措置を含む COP の実行は貿易問題につながる可能性があるため、全ての措置を含めるべきではないとの懸念が示された。

EWG 議長国より、各国の規制当局による販売等を禁止する魚種リストの作成等の措置は、国際社会が同意したことを意味するものではなく、各国が実施しているシガテラ

中毒の管理に有効なアプローチの目録に過ぎないことが明確に説明された。また、附属書Ⅰの種のリストは、魚種を禁止する管理手法を取った際の具体例なのかという質問に対して、FAO/WHO のシガテラ中毒専門家会議に基づき、CTX 含有が既知または関連する種であると説明され、リスト自体は網羅的なものではなく、例示に過ぎないので、EWG が実施したリストの更新は反映せずに、専門家会合の報告書からのオリジナルの引用とすることに部会として合意した。

附属書Ⅱとして、本文から移されて新規に作成された各国のリスク管理措置の情報源の例について、EU より、情報に付随するリンクを再度復活させて記述するべきではないかと提案があり、さらに EWG 議長国からは、専門家会合の報告書が既に引用されているため、附属書Ⅱの作成はそもそも不要ではないかとの指摘があった。

コーデックス事務局は、国/地域当局によって異なるシガテラ対策の取り組み等に対して、各国との合意の中で作成するコーデックス文書として公表するのは適切ではないとの見解を表明しつつ、情報提供の重要性と有用性を認識し、COP とは切り離し、情報文書として公開することで、各国担当者はコーデックスのステップ手順を経ることなく、情報を簡単に更新でき、利用できるようになるとした。

本会合においては、大きな議論もなく、PWG の修正原案に合意した。

(結論)

CCCCF は、以下について合意した。

- シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範を第 47 回 CAC に送付し、ステップ 5/8 での最終採択を諮る。
- コーデックス事務局に対し、関連する情報源（監視計画、訓練・指導資料の例）とその情報源へのリンクを情報文書としてコーデックスのウェブサイトで公表するよう要請する。

議題 10. ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書

(経緯)

第 14 回 CCCCFF で EU を議長とする EWG を設置し、CCCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成することが合意されたが、前回会合では討議文書の回付が遅すぎたことから、今後の作業をどう進めるかに限定して議論を行い、回付文書により討議文書へのコメントを募集し、EWG において今次会合に向けて討議文書の改訂を行うことに合意した。

EWG（議長国：EU）からは、

- a. 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類 (PAs) の汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範 (CXC 74-2014) を更新するための新規作業、具体的には茶類、ハーブ類及びその抽出液、食品サプリメント及びスパイスに関する個別の附属書による規範の補完についてのプロジェクトドキュメントに合意すること、
- b. はちみつの PAs 汚染の防止及び低減に関する個別の実施規範の必要性について議論すること、実施規範が必要な場合は第 18 回 CCCCFF での検討のために EWG が討議文書を作成すること、
- c. サンプルングのガイダンス及び GEMS/Food に提出する実態調査データのための分

析法の最低要件についての文書の作成に合意すること、合意する場合には将来的な食品及び飼料中の PAs のデータ募集の観点から第 18 回 CCCF での検討のためにその文書を作成すること、

- d. EWG を再設置し、第 18 回 CCCF での検討に向けて、雑草管理の実施規範の改訂に取り組むとともに、サンプリングに関するガイダンス、最低限の分析要件に関する文書を作成すること、

の 4 点が提案された。

(議論)

EWG 議長国の EU は、CXC 74 を更新するための新規作業の開始に関しては幅広い合意があったが、はちみつの PAs 汚染の防止及び低減に関する個別の実施規範の必要性、サンプリングのガイダンス及び GEMS/Food に提出する実態調査データのための最低限の分析法の要件についての文書の必要性に対しては、異なる意見があったことを紹介。

EWG からの勧告が、個別、単一いずれの EWG の設置を意味するかについて EWG 議長に説明要請があり、EU は、個別の EWG の設置は CCCF の決定に従うものであり、はちみつに個別の実施規範を作成する場合には、別の EWG 設置が検討されるであろうとの見解を示した。

EU はさらに、CXC74 の附属書ではなく、はちみつの実施規範を個別に作成する必要性の説明要請に対しては、CXC 74 で言及されている雑草管理のための措置は、ミツバチの採蜜範囲に限定される可能性があり、はちみつの PAs 汚染の防止及び低減には、必ずしもすべてが適切ではない可能性があることを説明した。また、はちみつの加工は、PAs 汚染の影響を受ける他の食品よりも PAs の存在に大きな影響を与える可能性があること述べた。しかし、はちみつの PAs 汚染の防止及び低減は、既存の実施規範の附属書作成を通して実行することもできるとの考えを示した。

サンプリングに関するガイダンス文書の目的に関する質問に対し、EU は、データを募集する際に利用する文書の原案を作成するためであり、そこではデータ収集のためのサンプリングと分析法の性能要件に関する情報が提供されること、データ収集によって、実施規範の実施効果を評価し、どの食品を監視すべきかを示すことが可能になること、また、データ収集は将来の ML を策定するためにも必要であることを述べた。ただし、これらの目的に応じて、データ収集における要件は異なるとした上で、ガイダンス文書作成が目的ではなく、EWG がデータの収集・解析やデータ募集の際にどのようなガイダンスが必要かを検討すること、データ募集が第 18 回 CCCF 後に行われるであろうことに留意し、データ要求の目的を明確に定義する必要があるとの見解が示された。

討議文書にすでに含まれている措置以外に、実施規範に追加する必要がある措置についての説明を求められ、EU は、CXC 74 に含まれる雑草管理措置は広く適用可能である一方、JECFA によって公衆衛生上の懸念があると特定された商品、すなわちハーブ類及びその抽出液、茶類、食品サプリメントやスパイスに対する特定の措置を追加することは有益であることを明らかにした。

(結論)

CCCF は以下の事項について合意した。

- (i) CXC 74-2014 の改訂に関する討議文書をさらに発展させ、改訂される実施規範に含めるべき、はちみつに関する実施規範も扱う。討議文書では、プロジェクトドキュメントに加えて、実施規範の改訂原案を含む。
- (ii) GEMS/Food に提出するデータ収集のためのサンプリング及び分析法の性能特性に関するガイダンスを作成し、それを基に第 18 回会合後のデータ募集に含めること。
- (iii) トルコを議長とし、英国、オランダを共同議長とする EWG を設置し、討議文書を作成すること。

議題 11. トロパンアルカロイド類に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、FAO/WHO 専門家会議で報告書が取りまとめられたトロパンアルカロイド類のフォローアップ作業について議論し、中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、トロパンアルカロイド類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について今次会合で検討するための討議文書を用意することになった。

EWG からは、

- 実施規範の新規策定又は食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類の汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範 (CXC 74-2014) のトロパンアルカロイド類への拡大を検討するために、討議文書の情報が十分かどうかを検討すること、
 - プロジェクトドキュメントを見直し、EWG を設置し、実施規範の策定又は適用拡大のための改訂をすること、
 - (新規作業に至らず) 討議文書のさらなる作成が必要な場合には、EWG の作業を導くために作成すべきギャップや情報を特定すること
 - CCCF における ML 策定の必要性を議論するために、JECFA 事務局にデータ収集の要請及びリスク評価を要請すること、
- などが提案された。

(議論)

EWG 議長国の中国は、討議文書の目的は、JECFA のフォローアップ措置を決定するため、食品のトロパンアルカロイド類汚染に関連する毒性学、分析、データ、健康リスク及び管理に関する背景情報を紹介することであると強調。また、穀物中の有毒種子の制限、あるいは食品中の ML やトロパンアルカロイド類の介入レベルのいずれかに重点を置いたリスク管理措置が既に講じられていることを説明した。

中国は、EWG での議論の結果、実施規範策定に関する作業を開始することが支持されていることを強調し、農業規範と加工のすべての段階を含む実施規範は、ML 策定よりも食品のトロパンアルカロイド類の汚染低減により有用であると指摘した。EWG は、データ収集の要請を検討し、将来の ML 策定の必要性を判断するために完全なリスク評価を行うよう JECFA に要請することも勧告した。

CCCF は、食品中のトロパンアルカロイド類汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に全般的に支持があることを確認し、また、現在の討議文書は食品の管理を対象としているが、飼料から牛乳へトロパンアルカロイド類移行の証拠があり、牛乳汚染は公

衆衛生への懸念があるため、改訂する討議文書では飼料中のトロパンアルカロイド類の管理についても検討すべきであることが指摘された。

収穫前後や調製段階における作物中のトロパンアルカロイド類の汚染実態データが増えれば、効果のある低減措置と GAP 適用についてのより良い理解につながる可能性があるため、サンプルが採取された段階ごと（有毒種子の除去のための洗浄、選別、加工など）のデータの募集と提出が重要であり、そうしたデータ収集の要請は有益かつ適切であるが、JECFA の完全な評価の要請は早計であることが確認された。

食品及び飼料中のトロパンアルカロイドに関するデータ収集の要請に対して、FAO の JECFA 事務局には対応準備ができていることを確認した。

（結論）

CCCCF は以下の事項について合意した。

- (i) 中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、第 18 回 CCCC の検討に向けて、新規の実施規範原案とプロジェクトドキュメントを含む改訂した討議文書を作成すること。
- (ii) JECFA 事務局に対し、サンプリング段階を示すガイダンスとともに、食品及び飼料中のトロパンアルカロイド汚染に関するデータ収集を要請すること。

議題 12. 食品中のアクリルアミドに関する討議文書

（経緯）

前回会合で、インドからアクリルアミドを JECFA の優先リストに追加することが提案されたが、評価要請については部会の合意が得られず、まずはインドを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、アクリルアミドのリスク管理措置の実行可能性について検討するための討議文書を最新の JECFA の評価も考慮して作成することになった。

EWG は開催されなかったが、EWG 議長国のインドが作成した討議文書に基づいて議論が行われた。

（議論）

議長国のインドからは食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範（CXC67-2009）の改訂と JECFA によるデータ募集を行うことが提案された。

部会は、追加又は新規の低減措置の利用可能性に関する更なる作業により第 18 回 CCCC で検討する討議文書にそれらが含まれるのであれば、実施規範の改訂については全般的に支持できることを確認。実態調査データの募集は将来的には検討されるが、現時点では早計であり、むしろ、回付文書により低減措置に関する情報を収集することが、EWG による討議文書作成や実施規範の改訂原案の作成に適切であるとされた。なお、本実施規範は、来年、策定から 15 年が経過するため、議題 18 の汚染物質に関する規格のレビューの中でも検討できることについても提案があった。

（結論）

CCCCF は以下の事項について合意した。

- (i) インドを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、実施規範の改訂原案とプロジェクトドキュメントを含む討議文書を作成すること。
- (ii) アクリルアミド低減に関する新たなリスク管理措置に関する情報を収集するため回付文書を発行すること。

議題 13. キノア中のカドミウム及び鉛

(経緯)

第 40 回 CAC (2017 年) において、穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、またはキノアに個別の ML を設定するかを検討することが本部会に要請され、第 14 回 CCCF で議論した結果、3 年間のデータ収集期間をおいて検討することに合意していたもの。

JECFA 事務局が作成した討議文書では、同事務局による評価に基づいて、部会が次の事項について検討することが求められた。

- キノアに ML 設定が不要であることを示す十分な根拠があるかどうか、又は ML 設定のための十分な根拠があるかどうかを検討すること。
- (ML 設定についての十分な根拠がある場合、) 穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、又は、キノアに個別の ML を設定するか検討すること。
- (個別の ML 設定が支持される場合、) JECFA としては以下の ML 原案を提案すること。
 - ① カドミウムの ML 原案: 0.1 mg/kg 又は 0.2 mg/kg (違反率はそれぞれ 5%、0.2%)
 - ② 鉛の ML 原案: 0.1 mg/kg 又は 0.2 mg/kg (違反率はそれぞれ 4%、0.4%)
 - ③ 討議文書内又は追加のデータ・情報に基づくその他の代替 ML 原案
- もしくは、ML の適用拡大又は個別 ML の設定に、さらなる根拠の調査が必要かどうかを検討すること。

(議論)

キノア中のカドミウム及び鉛に ML を設定については、以下のような様々な理由が述べられたものの、全般的な支持があった。

- キノアを含む穀類はグループ全体ではカドミウムの主たる暴露源であり、ALARA の原則に基づいて ML が設定されるべき。
- ML 設定を可能とする十分なデータがあるが、キノアは疑穀類であり、(植物学的には) 穀類ではないので、穀類とは別の ML として、カドミウム 0.15 mg/kg、鉛 0.2 mg/kg を設定すべき。
- 穀類のカドミウム、鉛の ML をキノアにも適用拡大できる十分な証拠がある。
- キノア中のカドミウム、鉛の ML は不要と考えるが、ML を設定するのであれば、カドミウム、鉛ともに 0.15 mg/kg とすべき。

CCCF 議長からは、既存の穀類の ML とは別に ML を設定することに全般的な支持があるとして、部会に対して、カドミウムについて 0.15 mg/kg、鉛について 0.2 mg/kg を検討するよう提案した。

(結論)

部会はこの議長提案を受け入れ、第 47 回 CAC に対して最終採択を諮ることに合意した。(※鉛の ML の数値については、結果として穀類と同じ 0.2 mg/kg とすることに合意したが、GSCTFF に収載する際には「穀類」とは別の「キノア」として登録となる。)

議題 14. 落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) のレビュー

(経緯)

前回会合の汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業(議題 18 参照)において、「食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」が作成され、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを、ブラジルを議長国とする EWG を設置し、実施することになったもの。

EWG からは、討議文書に整理された情報に基づいて、本実施規範の改訂に十分な情報があるかどうか検討することが求められた。改訂に合意する場合、プロジェクトドキュメントとレビューすること、第 18 回 CCCF における検討に向けて EWG による実施規範の改訂に資する情報を収集するための回付文書の発行を検討するよう要請された。

(議論)

EWG 議長国のブラジルは、作業の背景、EWG での議論の概要とその勧告を紹介し、CXC 55-2004 の改訂を支持する落花生のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための新たな措置/実践が特定されており、EWG はこの新規作業を支援するためにその改訂原案を既に準備していることを強調した。

部会は、CXC 55-2004 の改訂に関する新規作業を開始することを支持し、この新規作業が、RTE 落花生におけるアフラトキシンの ML の策定を支援することを示すためにプロジェクトドキュメントに若干の修正を加えた。

また、CXC 55-2004 における飼料の取扱い、この作業を乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料中のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) の改訂版との統合についても議論し、部会は、CXC 55-2004 の適用範囲は食用落花生に限定されていたが、EWG では適用範囲を動物飼料に拡大することを検討できること、また、CXC 45 との統合は議題 15 の下で検討されることを確認した。

(結論)

CCCF は以下の事項について合意した。

- (i) CXC 55-2004 の改訂に関する新規作業を開始すること。
- (ii) プロジェクトドキュメントを第 47 回 CAC に送付し、新規作業の承認を諮ること。
- (iii) ブラジルを議長、インドを共同議長とする EWG を設置し、第 18 回 CCCF における検討に向けて実施規範の改訂案を準備すること。

議題 15. 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー

(経緯)

前回会合の汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業(議題 18 参照)におい

て、「食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」が作成され、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを、カナダを議長国とする EWG を設置し、実施することになったもの。

EWG からは、

- 本実施規範の改訂の新規作業の提案に合意し、プロジェクトドキュメントの承認を第 47 回 CAC に諮ること、
 - 実施規範の改訂においては、討議文書に取りまとめられた情報を考慮すること、
 - 関連するかび毒の汚染防止及び低減に関する実施規範 (CXC 51-2003、CXC 59-2005、CXC 55-2004) の情報を活用しつつ、各実施規範間の重複を避けるため、本実施規範の改訂方針を検討すること、
- が提案された。

(議論)

EWG 議長のカナダは、本討議文書の作成は汚染物質に関するコーデックス規格のレビューに関する作業 (議題 18) の結果であり、この実施規範はレビューの最優先事項として特定されたことを紹介し、特に、乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料中のアフラトキシン B1 を管理するため、討議文書において特定された新規/追加の措置、実施規範に必要となる可能性のあるその他の改訂点を強調した。また、CXC 45-1997 の改訂は、動物飼料に関連する他の実施規範からの情報、すなわち穀物中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 51-2003) などからの情報を活用することになる指摘し、これらの実施規範との重複に留意し、情報をどのように活用するか検討すべきことを提案した。さらに、第 18 回 CCCF における検討のために、実施規範改訂案を含む討議文書の更なる作成のため EWG を再設置することを提案した。

部会は、実施規範の改訂に利用できる十分な情報があることに全般的に同意し、討議文書のさらなる作成を進めるとの勧告に同意した。また、部会は、次の点にも留意することを確認した。

- 低減措置として化学物質を使用することと、そのことが飼料の品質に影響を及ぼす懸念があること。
- 本規範の改訂では、他の関連する実施規範も考慮されるべきであるということ。穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 51-2003) は最も関連性が高く、整合性を考慮されるべきであり、木の実類中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 59-2008) 及び落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) は関連性が低いため、将来的に整合性をとる優先度は低いこと。
- 実施規範内における「動物由来の乳及び乳製品」という用語の使用は、乳製品用語の使用に関する一般規格 (CXS 206-1999) に含まれるコーデックスにおける乳の定義に矛盾して、非動物由来の乳及び乳製品が使用されている可能性を暗示しているように思われるため、「動物由来」という用語を削除すべきであること。

重複や不一致、冗長性を避けるために、関連するコーデックス文書を調整または統合することに関して、コーデックス事務局は、調整を確実にすることは重要であるが、こ

れは将来的には別個の作業として考慮される可能性がある」と強調し CXC 54 や CXC 51 のレビューの際には、他の関連文章との矛盾点について、部会におけるアクションの可能性のある事項としてフラグを立てておくことができると提案された。

(結論)

CCCCF は以下の事項について合意した。

- (i) カナダを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、改訂された実施規範原案と新規作業のためのプロジェクトドキュメントを含む討議文書の改訂に取り組むこと。
- (ii) 重複、不一致、冗長性を回避するために、異なる実施規範をどのように統合又は融合できるかを将来的に検討すること。

議題 16. 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、米国が、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に向けた討議文書を次回会合に向けて作成する用意があるとの意向を示し、作業が承認された。本作業に係る EWG は設置されていないが、我が国は米国に対して国内におけるコメ等のカドミウム汚染の防止及び低減に関する情報を提供するなどの協力を行った。

米国が作成した討議文書では、討議文書に取りまとめられた情報に基づいて実施規範の策定に十分な情報があるか検討すること、実施規範の新規策定を行う場合に、「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 51-2003)」と同様に、品目ごとに附属書を策定する必要があるかを EWG において検討することが勧告された。

その上で、作業に合意する場合は、プロジェクトドキュメントのレビューや次回会合における改訂規範の準備のために EWG の設置を検討することが要請された。

(議論)

米国は、本討議文書の作成は、カドミウムの ML のレビューまたは改訂の前に実施規範を考慮すべきであるという、汚染物質に関するコーデックス規格の見直しに関する作業部会 (議題 18) 内でのコメントを受けたものであることを紹介。討議文書の目的は、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定を支援する、リスク管理措置の情報を提示することであるとされた。また、カドミウムに関する過去のコーデックスの作業、直近ではカカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 81-2022) が、実施規範原案の基礎として機能したと説明した。

米国は、文献レビューと加盟国から提供された情報から特定されたリスク管理措置に基づいて、実施規範の作成に十分なデータがあると指摘し、さらなる実施規範の作成には加盟国からの追加情報が必要である一方、品目特有の推奨事項を含む附属書の作成が必要かどうかについての意見が求められると指摘した。

部会は、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定を支持し、以下の点を確認した。

- 実施規範の作成作業を開始するのに十分な情報がある。
- 魚介類中のカドミウム濃度に影響する様々な要因を考慮すると、消費者への助言や地域規格など、地域または国固有の低減措置も考慮され、適切である可能性がある。
- 品目特有の推奨事項を含む附属書作成は、EWG に提供された情報が附属書作成を正当化するのに十分なほど詳細であるか具体的であるかどうか依存する。
- 品目別附属書を作成する場合、米、穀物、穀物製品、野菜、魚介類など、カドミウム暴露への寄与が大きいとされる食品を優先すべきである。

(結論)

CCCCF は以下の事項について合意した。

- (i) 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範に関する新規作業を開始すること。
- (ii) プロジェクトドキュメントを第 47 回 CAC に送付し、承認を諮ること。
- (iii) 第 18 回 CCCC におけるコメントと検討のために、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定、品目特有の推奨事項を記載した附属の作成の必要性を判断することを目的に、米国を議長とする EWG を設置すること。

議題 17. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス

(経緯)

第 12 回 CCCC において、汚染物質の ML の提案を行う EWG が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG (議長：EU、共同議長：米国、オランダ、日本) が設置された。

前回会合では、会期前に開催された VWG 及び PWG を通して、共同議長国が分担して策定したガイダンス案の今後の作業の進め方を中心に議論が行われた。EU が全体の議長国として、今後の作業をリードすることになっていたものの、再度 EWG が開催されず、会期前日の PWG において EU の議長の下で議論が行われた。

(議論)

PWG においては、GEMS/Food へのデータ提出様式の変更について、前回会合での合意事項に対する JECFA 管理者からの暫定的なコメントに基づいて、JECFA 管理者へのフィードバックの内容が議論された。JECFA 管理者からのコメントは、概ね様式の変更が可能であるというものであり、変更し難色が示された項目を中心に、対応方針を議論した。本会合では PWG でのフィードバックの内容を確認し、特段の異論なく合意された。

PWG においては、時間的な制約のため、前回会合で議論することが予定されていた次の項目に関する議論は行われず、先送りすることとなった。

- 「データの選択/クリーンアップ」及び「データの統計解析」のセクションのトピック、特に「データの統計分析」セクションの特定のトピックと「データの選択/クリーンアップ」セクションのトピックの統合/結合に関する問題
- 今後の議論及び完全性のチェックが必要とした議題

- 前回会合での議論の成果の「データの選択/クリーンアップ」、「データの分析」のセクションに正確に組み込まれているかどうかの確認

本会合では、EWG 議長の無活動により、ガイダンスが当初予定されたとおりに進んでいないことを受けて、今後の新たな作業手順について、EU からの提案に基づいて議論された。

EWG 議長は、データ分析に関するガイドラインが CCCF の内部作業手順のために作成されているので、本作業を JECFA の評価の優先リストやフォローアップの作業部会などと同様に会期前作業部会（物理的又はバーチャル）または会期内作業部会に移すことができると提案した。また、会期前又は会期内作業部会に先立ち、VWG 会合を招集し、ガイダンス文書の特定のセクションに関する作業について議論し、前進させることが検討されるとした。VWG の成果について回付文書でコメントを募集し、コメントは会期前又は会期内作業部会で議論される。加えて、EWG 用のプラットフォームも、この作業を促進するために使用されるとした。EWG 議長は、本作業の議長の体制については、引き続き EU を議長、日本、オランダ、米国を共同議長とすることを提案した。

次回会合までに行う作業については、以下の事項に焦点をあてることが EU から提案された。

- GEMS/Food のデータ提出様式及び関連するガイダンスの変更を最終決定する。VWG 会議を 1 回開催し、「データ収集と提出」、「データ抽出」について議論する。
- 「データの選択/クリーンアップ」、「データの統計解析」に関して、ガイダンス本文の構成及び内容に関する議論と、より複雑な問題のどれを将来、本文とは別の附属書で扱うべきかの決定。この部分を議論するために、もう 1 つの VWG を開催する。VWG での議論に続いて、これらの部分に関する主要文書が最終決定され、コメントを集めるための回付文書として配布される前に、EWG 内で 1 ラウンドのコメント募集を行うことが適切かどうかについても検討される。

この提案に対して、議題 5 のスパイス中の鉛の ML に関する議論において、データ数が少ないにも関わらず、様々なスパイスの ML が設定されているを指摘し、ML が科学的な原則に従い食品に設定されていくことを確実にするために、ガイダンスにサンプル数のカットオフ値を設定すべきとの意見があった。EWG 議長は、鉛の ML 設定においては、ガイダンスの内容は既に適切に適用されていると明言し、鉛の ML 設定のためのデータ募集は既に 3-4 回実施されており、これらの複数回の要請と機会に多くのデータが得られなかったとしても、公衆衛生を保護するために ML を進めることは本部会の責任であるとした。

部会は、次回会合での検討に向け、ML 開発のためのデータ解析を行う EWG に実践的なガイダンス文書を作成することで合意し、特定されたより複雑な問題は、第 18 回会合以降に検討・議論される本文とは別の附属書で対処され、本文の完成後、将来の議論のために特定された問題とともに対処されることに合意した。

(結論)

CCCF は、以下の事項に合意した。

- (i) 前回会合で提案した GEMS/Food のデータ提出様式の変更への予備的コメントに基づいて GEMS/Food 管理者に提供されるフィードバックの内容
- (ii) 上記に概説されているように、ML の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンスを最終決定するための提案された新しい作業手順

議題 18. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

(経緯)

第 14 回 CCCF において合意したアプローチに従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格（ML、ガイドライン、実施規範（COP））について、改定（改訂）の優先度が高いものを同定するためのレビューを 3 年間試行されている。

第 16 回 CCCF では、「食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」（以下、「最優先リスト」）の作成やリスト掲載のための規準の改訂などが行われ、結果として 2 つの COP のアップデートのための EWG の設置が決定した（議題 14 及び 15 を参照）。

第 16 回 CCCF 以降、回付文書に対して各国から寄せられた意見・情報をもとに、最優先リストの検討や 3 年間の試行を踏まえた今後の道筋などについて、本会合の前週に開催された VWG（議長：カナダ）で実質的な議論が行われた。

※アプローチの内容

1. 既存の汚染物質に関する ML 及び COP のうち、以下 A 及び B に該当するものの「追跡リスト」作成する。
 - A) 策定または直近の改定（改訂）から 15 年以上または 25 年以上が経過
 - B) 特定の時期に改訂することが、過去の CAC や CCCF で合意又は加盟国により提案
2. 「追跡リスト」に掲載した ML 及び COP について、消費者の健康及び貿易への影響の観点から作成した優先順位づけの規準（表）に該当する情報・データの入手状況を考慮して、「最優先リスト」を作成し、改定（改訂）が必要なものを同定する。

表 追跡リストにおける優先順位づけの規準

共通の規準	ML に関する追加の規準	COP に関する追加の規準
・策定及び前回レビューから 15 年又は 25 年が経過 ・再評価に関する勧告 ・新たな含有実態データ ・新たな経口摂取量データ ・新たな健康影響に関する指標値 ・主要食品 ・途上国のニーズへの関連 ・他の作業を考慮した効率性 ・新規作業のリード立候補国の存在	・個別食品規格の対象範囲の改訂 ・食品及び飼料に関するコーデックス分類（CXA4-1989）の改訂 ・ML による国際貿易の阻害	・汚染防止・低減に関する新たな技術 ・既存の COP の対象範囲の拡大 ・類似の COP の改訂

(議論)

VWG においては、各国から寄せられた情報をもとに、追跡リスト A 及び B 並びに最優先リストの形式的修正を行った。また、本アプローチについて、3 年間の試行の結果、当初設定した定性的な評価規準（例：柔軟性がある、作業負荷が増えない、改訂の明確な理由がある）及び評価指標に照らして十分に有効であることが示されたことから、定量的な評価規準は不要であると結論づけられた。また、改定（改訂）の優先度が高いコーデックス規格のレビューを毎年の CCCF の議題とすること、その際、回付文書により各国から関連情報を集め、必要に応じて会期前作業部会で議論すること等が合意された。また、コーデックス事務局からの発言を受け、過去に魚類・水産製品部会で暫定的に合意された海産毒の ML（※GSCTFF には正式には収載されていない）の見直しも本議題で扱うこととなった。

本会合では、VWG 議長のカナダから、上記 VWG の結果報告とともに、コーデックス規格が現在の科学を反映することが重要であるため、加盟国に対して最優先リストから改定（改訂）の新規作業に積極的に取り組むことを奨励する旨の発言があった。

（なお、現在の最優先リストには、日本及びサウジアラビアが、規格を特定していないものの将来的に改訂作業をリードする意向がある旨、米国が「化学物質による食品汚染を低減するための排出源対策に関する実施規範（CXC 49-2001）」の改訂を第 18 回 CCCF 以降に実施する意向がある旨が記録されている。）

コーデックス事務局は、第 42 回 CCMAS から CCCF に対し、GSCTFF において規定されているサンプリングプランが、近年改訂されたサンプリングに関する一般ガイドライン（CXG50-2004）に整合しているかどうかを評価するよう依頼があった件（議題 2）についてリマインドした。カナダから、この依頼については、本議題の枠組みで扱うには適さず、可能な選択肢を見つけるには時間がかかると考えられるため、第 18 回 CCCF に先立ち、どのように進めるべきかについて加盟国及びオブザーバーから回付文書により意見を求めるべきとの提案があった。

部会は、2024 年が第 14 回 CCCF で合意した 3 年間の試行期間の終期であることを想起し、コーデックス規格のレビューが次回以降の CCCF の独立した議題とするに至った EWG の活動を称賛した。また、特定の規格の改訂に係る新規作業のリード国の立候補国をどのように募るかさらに検討すべきとの意見があった。

（結論）

CCCF は VWG において議論された勧告を次の通り承認した。

- (i) 追跡リスト A 及び B 及び最優先リストの形式的な修正。
- (ii) 改定（改訂）の優先度が高いコーデックス規格のレビューについて、毎年の部会において、独立した議題として維持すること。
- (iii) 毎年、回付文書により加盟国から情報を募り、その結果を踏まえてカナダが本会合で報告すること。回付文書には、CCMAS からのサンプリングプランのレビューに関する依頼について、どの議題で扱うことが適切かについての意見募集も含める。
- (iv) 必要に応じて、CCCF の本会合前に、カナダを議長とする WG を設置し、回付文書に対するコメントを検討するための会合を開催すること。

議題 19. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業

(経緯)

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した汚染物質、毒素に関して、本会合の会期前に開催された VWG（議長：EU）において、魚食のリスクとベネフィットに関する専門家会合の成果、及び前回会合の積み残し事項である麦角アルカロイド類及びタイプ A トリコテセン類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について検討された。

(議論)

魚食のリスクとベネフィットについては詳細報告書の公表を待ってフォローアップを検討することとし、入手可能な概要報告書から以下の 2 点が課題として検討された。

- 魚類中の汚染物質及び栄養素についての標準化されたデータの収集
- メチル水銀、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB のような特定の汚染物質やセレンやオメガ 3 脂肪酸のような栄養素の濃度や傾向に関するデータベースの開発、維持、改良

これらの課題についての具体的な提案はなかったが、議題 17 のデータの収集、解析に関するガイダンスの作業とも関連することを確認した。

また、麦角アルカロイド類及びタイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール）について、EU からフォローアップ作業の内容が提案されたが、それらの作業を引き受ける加盟国がないことが確認された。VWG 議長の EU からは次回の第 18 回会合前には新たな JECFA の評価のフォローアップの予定がないため、議題 20 の JECFA の評価の優先リストのための WG との統合が提案され、統合された WG の議長を米国が引き受けることになった。

また、過去の JECFA の評価を受けたフォローアップ措置に関するインベントリー作成が提案され、EU からそのたたき台となる案が示され、部会に対してフォローアップ措置がとられていない、または完了していない JECFA 評価及び専門家会合のインベントリーの検討が提案された。

我が国は、GSCTFF に関する作業文書（INF1）の作成をホスト国と担っている関係から、JECFA の評価を含めて CCCF の過去の議論については整理しており、インベントリー作成を支援できる旨を申し出。VWG 議長の EU からは、インベントリーを作業文書（INF1）の附属書とした上で、過去の評価リストと直近の評価リストとすることが有用だろうと提案があった。米国からは、日本とオランダが作成している作業文書の有用性について、感謝を含めてコメントがあり、直近の評価に関するフォローアップのリストは、新たに設置される JECFA 評価の優先リスト及びフォローアップに関する WG の報告書に添付することが提案された。次回会合までに、日本と米国で、過去の評価のフォローアップリストと直近の評価のフォローアップリストをどのように分けて、今後維持していくのか、協議することとなった。

(結論)

CCCF は以下の事項に合意した。

- (i) 魚類中の汚染物質及び栄養素についての標準化されたデータ収集、及び、汚染物質及び栄養素のデータベースの開発、維持、改良等については、議題 17 で検討されて

いるデータの収集、解析に関するガイダンス文書の中で扱う

- (ii) 麦角アルカロイド、タイプAトリコテセン類についてのフォローアップの必要性や実効性について検討するための討議文書の作成については第 18 回会合で再検討し、JECFA 評価のフォローアップのイベントリーリストに加える
- (iii) 議題 19 と議題 20 に関する WG を統合し、議長は米国が務める
- (iv) JECFA 評価及び FAO/WHO の専門家会合のフォローアップに関するインベントリーリストを過去のものとは直近のものに分けて作成し、直近のリストについては (iii) で設置される WG の報告書に、過去のリストについては、日本及びオランダが毎年更新する作業文書 (INF1) の附属書とする。

議題 20. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト

(経緯)

第 16 回 CCCF (2023 年) で作成した優先リストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、スコポレチン、タリウム、パーフルオロアルキル化合物 (PFAS 例: PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS) が掲載されている。第 16 回 CCCF 以降、回付文書により加盟国から寄せられたコメントを踏まえ、これらの物質の評価に際して各国が提供可能なデータについての情報の更新に加え、エチレンオキシド (EtO) 及び 2-クロロエタノール類 (2-CE) について残留農薬部会 (CCPR) からの見解を踏まえた優先リスト追加の可否等について、本会合の前週に開催された VWG (議長: 米国) で議論された。

(議論)

VWG においては、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、タリウム、PFAS について、優先リストにおける各国からの提供可能なデータの状況の記述が更新された。日本からは、PFAS についてリスク評価書の概要を 2024 年に公表予定である旨を紹介し、優先リストに追記した。また、PFAS の用語を”perfluoroalkyl substances”から”per- and polyfluoroalkyl substances”に変更するかどうかについて、WHO で進行中のプロジェクト (議題 3 参照) の状況も考慮し、第 18 回 CCCF で議論することとなった。

第 16 回 CCCF でインドネシアから優先リストへの追加の提案があった EtO 及び 2-CE については、再度、インドネシアから提案があり、食品の汚染は、農薬としての使用、不純物として含む食品添加物の使用又は環境への放出に由来する可能性があるところ、JECFA が中心となり FAO/WHO 合同残留農薬専門家会合 (JMPR) の支援も受けつつリスク評価を行うべきとの見解が CCPR から示されたことを踏まえ、優先リストに追加することが合意された。なお、VWG 議長より、各国から提出されるデータについて、EtO、2-CE、EtO と 2-CE の合計のいずれかなのかを明確化することが重要であることが強調され、WHO 事務局より、JECFA がデータ募集を開始する前に、GEMS/Food データベース管理者にデータの提出方法を相談する旨紹介された。

さらに、第 16 回 CCCF の合意を受けて JECFA 事務局がアクションをとるべき事項を整理した表を新たに追加したこと、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類について、第 101 回 JECFA 会合で評価をするためのデータ募集が 2024 年 12 月まで行われていることが紹介された。

本会合においても、上記の VWG の報告や決定に合意が得られた。また、FAO 事務局

より、EtO 及び 2-CE については、JECFA 事務局が作業の優先度、データ入手状況を考慮してこれらの物質の評価を実施可能な時期を決定した後に、データ募集が行われる旨が紹介された。

(結論)

部会は以下の事項に合意した。

- (i) EtO 及び 2-CE を追加するなどの修正した優先リストを承認すること。
- (ii) 第 18 回 CCCF での検討に向けて優先リストについての情報、コメントを要請すること。
- (iii) 米国を議長とする会期中作業部会を第 18 回 CCCF で再設置すること。

議題 21. 汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな課題についての先見性

(経緯)

第 16 回 CCCF において、汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな課題について検討するための独立した議題を置くことに合意した。開発/適用されている新食品又は技術、潜在的な関連する危害要因やリスク（例：食用昆虫、水耕栽培技術、従来の食品と比較して新食品で観察される特定の汚染パターン）などに加え、回付文書により加盟国及びオブザーバーのコメントを求め、その結果を踏まえて、CCCF にとって重要となり得る新たな課題について議論することとされた。

(議論)

ニュージーランドから、農業における環境阻害剤をテーマとする非公式ワークショップを次回の残留農薬部会（CCPR）及び食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）サイドイベントとして開催することを提案している旨、情報提供があった。これらのワークショップを通じて、気候変動の影響を緩和し、食料の安全保障及び持続可能な目標を達成するための食料システムへ変換する世界的な利益に寄与する環境阻害剤の重要性についての認知と理解を促進することが期待される旨紹介された。（環境阻害剤については議題 3 も参照のこと）

また、EU から、現在域内で検討を進めている食品及び飼料中の汚染物質に関する以下の新興課題について紹介された。

- ミネラルオイル炭化水素類（MOHs）（ミネラルオイル飽和炭化水素類（MOSH）及びミネラルオイル芳香族炭化水素（MOAH）を含む）
- 海藻中の重金属
- ルピン豆及びルピン豆加工品中のキノリジジンアルカロイド類

FAO より、新たな課題に関する加盟国からの情報提供への謝意とともに、海藻類について 2021 年に開催された FAO/WHO 専門家会合の報告書が入手可能であること、また、FAO における食品安全の未来像に関する先見性についての 2023 年の会合において、植物性食品及びその食品安全上の課題が 1 つの焦点であった旨が紹介された。

(結論)

部会は、汚染物質に関連する食品安全上の新たな課題についてさらなる検討を行うため、以下の事項に合意した。

- (i) 次回 CCCF 以降は、独立した議題とするのではなく、サイドイベントを開催して意見交換すること
- (ii) 加盟国及びオブザーバーに回付文書を発行し、さらなる情報を求めること

また、部会は、MOH、MOSH、MOAH、海藻中の重金属、ルピン豆及びルピン豆加工品中のキノリジジンアルカロイド類の課題にどのように対処するかについてさらに議論が必要であることに留意した。

議題 22. その他の議題

CCCF 議長補佐から次回の第 18 回 CCCF で予定される議題一覧についての紹介が行われ、部会は次回会合の議題に関連する議題の決定事項を確認した。

議題 23. 次回会合の日程及び開催地

次回の第 18 回会合については、2025 年の 6 月 23 日～27 日の会期を予定していることがアナウンスされた。開催地等については、ホスト国や事務局との協議の上で決定されるが、タイから次回会合の開催地として立候補することが表明された。

議題 24. 報告書の採択

議論の結果が適切に反映されるよう対応した。

作業の概要及び状況

責任者	目的	主題	コード	ステップ
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	クリティカルレビュー 採択	スパイス（乾燥仮種皮、乾燥種子、乾燥塊茎・根、乾燥花部、乾燥果実・ベリー）中の鉛の ML	CXS193-1995	5/8
加盟国/オブザーバー 第 43 回 CCMAS 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	承認 クリティカルレビュー 採択	魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン	CXS193-1995	5/8
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	クリティカルレビュー 採択	シガテラ中毒の予防及び低減に関する実施規範	-	5/8
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	クリティカルレビュー 採択	キノア中の鉛及びカドミウムの ML	CXS193-1995	-
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC EWG（ブラジル） CCCF18	クリティカルレビュー 採択 討議 コメント 検討	乾燥樹皮のスパイス及び乾燥料理用ハーブ類中の鉛の ML	CXS193-1995	5
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC EWG（インド） 第 18 回 CCCF	クリティカルレビュー 採択 討議 コメント 検討	特定のスパイス中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン	CXS193-1995	5
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC EWG（ブラジル、インド） 第 18 回 CCCF	クリティカルレビュー 承認 討議 コメント 検討	落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範の改訂に係る新規作業	CXC55-2004	1/2/3
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC EWG（米国） 第 18 回 CCCF	クリティカルレビュー 採択 討議 コメント 検討	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範に係る新規作業	-	1/2/3
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	クリティカルレビュー 中止	乾燥花のスパイス及び生鮮料理用ハーブ類中の鉛の ML	CXS193-1995	-
EWG（ブラジル） GEMS/Food 管理者 加盟国/オブザーバー CCCF18	討議 コメント 検討	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの ML 及び関連するサンプリングプラン	CXS193-1995	2/3
EWG（トルコ、英国、オランダ） 第 18 回 CCCF	討議 検討	食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類の汚染を防止及び低減するための雑草管理に関する実施規範の改訂に係る討議文書 GEMS/Food に提出するデータ収集の際のサンプリング及び分析法の性能規準に関するガイダンス	CXC74-2014	-
EWG（中国、サウジアラビア） 第 18 回 CCCF	討議 検討	食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染を防止及び低減に関する実施規範の策定に係る討議文書	-	-

責任者	目的	主題	コード	ステップ
EWG（インド、サウジアラビア） 第 18 回 CCCF	討議 検討	食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範の改訂に係る討議文書	CXC67-2009	-
EWG（カナダ、サウジアラビア） 第 18 回 CCCF	討議 検討	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B1 低減に関する実施規範の改訂に係る討議文書	CXC45-1997	-
EWG（ブラジル） 第 18 回 CCCF	改訂 コメント 検討	「複数成分の総量」の考え方をを用いた総アフラトキシンの分析法の性能規準	CXS193-1995	-
WG（EU、日本、オランダ、米国） 加盟国/オブザーバー 第 18 回 CCCF	討議 検討	ML 設定のためのデータの解析及び改良されたデータ収集に関するガイダンス	-	-
加盟国/オブザーバー WG（カナダ） 第 18 回 CCCF	コメント 討議 検討	汚染物質のコーデックス規格に関するレビュー	-	-
JECFA、 FAO、WHO 加盟国/オブザーバー WG（カナダ） 第 18 回 CCCF	コメント 討議 検討	JECFA の評価のための汚染物質の優先リスト及び JECFA 評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果に係るフォローアップ作業	-	-
Codex 事務局	公表	シガテラ中毒の予防措置に関する情報源についての情報（監視計画、訓練、ガイダンスなどの情報源の例）	-	-
Codex 事務局 加盟国/オブザーバー	コメント 提出	コメント又は情報を求める回付文書 ・ 複数原材料からなる製品への ML 適用 ・ 食品中のアクリルアミド低減に関する新たなリスク管理措置 ・ CCCF に関連する新興課題	-	-
JECFA 事務局 第 18 回 CCCF	データの募集 レビュー/解析 検討	JECFA 事務局によるデータ募集 ・ 様々な穀類製品中の総アフラトキシン ・ 乾燥樹皮のスパイス、乾燥料理用ハーブ類中の鉛 ・ 直接消費用落花生中の総アフラトキシン ・ 食品及び飼料中のトロパンアルカロイド JECFA 事務局によるデータ解析 ・ 利用可能なスパイスミックス中の鉛	-	-
FAO/IAEA 共同事業部 第 18 回 CCCF	討議 検討	食品、飼料、飲料水中の自然放射性核種に関する情報提供文書	-	-

第17回Codex食品汚染物質部会について



写真：Codex委員会ウェブサイトより抜粋

令和6年5月28日

 厚生労働省  農林水産省  消費者庁

食品汚染物質部会（CCCCF）

- 委任事項：
 - ✓ 食品、飼料中の汚染物質、自然毒の最大基準値の設定、改定
 - ✓ 関連する実施規範の検討、策定
 - ✓ 食品、飼料中の汚染物質、自然毒を特定するための分析法、サンプリング法の検討、策定
 - ✓ FAO/WHO合同食品添加物専門家会合（JECFA）における汚染物質及び毒素のリスク評価の優先リストの作成
- ホスト国（議長国）：オランダ
- 最近の開催状況：
 - ・ 第14回会合：2021年5月 バーチャル会合
 - ・ 第15回会合：2022年5月 バーチャル会合
 - ・ 第16回会合：2023年4月 ユトレヒト（オランダ）
 - ・ 第17回会合：2024年4月 パナマシティ（パナマ）

第17回CCCF 議題一覧（1）

開催日：2024年4月15日～19日

作業部会：2024年4月10日～11日（VWG（バーチャル））、14日（PWG（対面））

議題番号	議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO及びWHO（FAO/WHO食品添加物専門家会議を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ4）
6	魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ4）
7	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費用落花生の定義
8	特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシンAに関するサンプリングプラン（ステップ4）
9	シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ4）
10	ピロリジンアルカロイド類に関する討議文書
11	トロパンアルカロイド類に関する討議文書
12	食品中のアクリルアミドに関する討議文書
13	キノア中のカドミウム及び鉛

3

第17回CCCF 議題一覧（2）

議題番号	議題名
14	落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC55-2004）のレビュー
15	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシンB ₁ 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）のレビュー
16	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書
17	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
18	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
19	JECFAによる評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ作業
20	JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト
21	汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな問題についての先見性
22	その他の議題
23	次回会合の日程及び開催地
24	報告書の採択

議題外文書ではあるが、オランダと日本が共同で、「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素の一般規格（GSCTFF）に含まれる汚染物質及び毒素に関連する議論で使用するための情報提供用作業文書（INF1）」を每次部会に向けて作成（今次会合用のCF/17 INF1は228ページ）

食品及び飼料中の汚染物質、毒素による 汚染防止及び低減に関する実施規範

【実施規範(Code of Practice, COP)とは】

- 食品の生産、調製、保管、製造、流通、消費等の過程を通じて、行政、関連事業者、消費者等がとるべき措置を定めたもの
- 加盟国の関連事業者等が実施規範を実行することで、食品中の汚染濃度の低減や消費者の暴露量の低減が期待できる

【基本的な対処方針】

- 汚染水準の全体的な低減に繋がるものであり、有効性が証明された利用可能なデータ、情報がある場合には、最大基準値の策定よりも優先して議論、策定すべきもの
- 我が国から提供可能なデータ、情報がある場合には、電子作業部会（EWG）に参加し、原案作成に貢献するなど積極的に対応

【関連する主な議題】

議題9：シガテラ中毒の防止、議題10：ピロリジジナルカロイド
議題11：トロパンアルカロイド、議題12：アクリルアミド
議題14：落花生中のアフラトキシン
議題15：乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料中のアフラトキシンB₁
議題16：食品中のカドミウム

5

策定作業中の実施規範、JECFAのフォローアップに関連する 議題の結論

- **議題9：シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ4）**
 - ✓ 会期直前のPWG（米国）、本会合において本文書を実施規範とすることとし、必要な修正を行った上で、修正原案を総会に送付し、ステップ5/8で最終採択を諮る
 - ✓ 本文からの削除に合意した、各国が実施している措置等へのリンク集は、情報提供文書として別途ウェブサイトで公開
- **議題10：ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書**
 - ✓ EWG（トルコ、英国、オランダ）を設置し、討議文書を作成
 - ✓ 「食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類（PAS）の汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範」（CXC74-2014）の改訂原案、はちみつに関連する実施規範原案、GEMS/Food*に提出するデータの収集のためのサンプリング、分析法に関するガイダンス等を作成

*WHOの地球環境モニタリングシステム／食品汚染モニタリング（GEMS/Food）プログラムで、CCCCFが食品汚染物質、毒素のMLを策定する際やJECFAがリスク評価をする際には、JECFA事務局が同プログラムを通じて、データの募集を行う。

6

JECFAのフォローアップに関連する議題の結論

- **議題11：トロパンアルカロイド類に関する討議文書**
 - ✓ EWG（中国、サウジアラビア）を再設置し、食品及び飼料に関して汚染の防止及び低減に関する新規の実施規範原案を含む討議文書を作成
 - ✓ JECFA事務局に対して、試料の採取段階に関する情報を含む、食品及び飼料中の含有実態データの収集を要請
- **議題12：食品中のアクリルアミドに関する討議文書**
 - ✓ EWG（インド、サウジアラビア）を再設置し、「食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範」（CXC67-2009）の改訂原案等を含む討議文書を作成
 - ✓ コーデックス事務局が、新たに利用可能となったアクリルアミドの低減技術に関する情報収集のための回付文書を発行

7

既存の実施規範のレビューに関連する議題の結論

- **議題14：落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC55-2004）のレビュー**
 - ✓ 改訂の新規作業に合意、総会に承認を諮る
 - ✓ EWG（ブラジル、インド）を設置し、実施規範の改訂原案を作成（範囲を飼料にも拡大）
- **議題15：乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシンB1低減に関する実施規範（CXC 45-1997）のレビュー**
 - ✓ EWG（カナダ、サウジアラビア）を設置し、実施規範の改訂原案を含む討議文書を作成
 - ✓ アフラトキシンの汚染防止等に関連する実施規範間の重複、不一致等を回避するための関連規範の統合、融合をどのように行うかについては、将来的に本規範のレビューとは別の作業として検討

実施規範の新規策定提案に関連する議題の結論

- **議題16：食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書**
 - ✓ 規範策定の新規作業に合意、総会に承認を諮る
 - ✓ EWG（米国）を設置し、実施規範の原案を作成、品目別の付属書の必要性の判断等を実施
 - ✓ 品目別の付属書を作成する場合には、ばく露への寄与が高い、コメ、穀類及び穀類製品、野菜、魚類、水産物を優先することを検討

9

食品中の汚染物質、毒素の最大基準値

【最大基準値(Maximum Level, ML)とは】

- その品目中に含有することが法的に許容される、コーデックス委員会により推奨される汚染物質又は毒素の最大濃度

【基本的な対処方針】

- 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTFF)に定めるML設定の規準に従い、JECFAのリスク評価結果に基づき、科学的な実態調査データを考慮し、消費者の健康が適切に保護されることを大原則としてALARAの原則※に則り策定されるべき

※ALARA（as low as reasonably achievable）の原則：
食品中の汚染物質濃度を“無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき”という考え方

【関連する主な議題】

- 議題 5：スパイス・料理用ハーブ類の鉛
- 議題 7：直接消費用落花生中の総アフラトキシン
- 議題13：キノア中の鉛、カドミウム

10

議題5：スパイス・料理用ハーブ類の鉛（ステップ4）の結論

- 以下の原案を総会に送付し、ステップ5/8での最終採択を諮る

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
乾燥仮種皮からなるスパイス類	0.9	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥花部からなるスパイス類	2.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥花：クローブの規格（CXS 344-2021）。
乾燥果実及びベリー類からなるスパイス類	0.6	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	本MLは乾燥華北山椒、乾燥スターアニス、乾燥パプリカ、乾燥スマックには適用しない。
乾燥パプリカ及びスマックからなるスパイス類	0.8	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥トウガラシ・パプリカの規格（CXS 353-2022）。
乾燥華北山椒及びスターアニスからなるスパイス類	3.0	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥根茎及び根からなるスパイス類	2.0	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格（CXS 343-2021）。
乾燥種子からなるスパイス類	0.9	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	本MLは乾燥セロリ種子には適用しない。関連する個別食品規格はクミンの規格（CXS 327-2017）及び乾燥種子：ナツメグの規格（CXS 352-2022）。
乾燥セロリ種子からなるスパイス類	1.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	

11

議題5：スパイス・料理用ハーブ類の鉛（ステップ4）の結論

- 以下の原案を総会に送付し、ステップ5での予備採択を諮る

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
乾燥樹皮からなるスパイス類	2.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥した料理用ハーブ類	2.5	全体	生鮮の料理用ハーブ類のMLは乾燥ハーブに対する生鮮ハーブの水分含量に基づいて算出される。

- 乾燥した花からなるスパイス類の策定作業は中止する（ほとんど全てがカモミールのデータであるため）
- インド、EU、エジプト、インドネシア、トルコは、一部の品目の原案を最終採択に進めることに留保を表明（詳細は本文参照）
- EWG（ブラジル）を設置し、予備採択した案、ミックススパイスの取扱いについて次回会合で議論
- 各カテゴリーに含まれる品目の例示（例、仮種皮：メース）は、GSCTFF（Codex規格）ではなく、日本・オランダが作成している作業文書（INF1）に収載することに合意

議題7：直接消費用（RTE）落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費用落花生の定義に関する結論

- 落花生におけるRTEの定義は、GSCTFFに収載されている木の実類におけるRTEの定義と同じもの＊を適用する
 ＊ Ready-to-eatとは、食品の原材料として使用される前に、アフラトキシンの濃度を低減することが証明されている追加的な処理/加工を受けることを意図していないものを意味する。
 （補足）一般的な用法では、Ready-to-eat（RTE）とは、調製・調理済みで、喫食可能な状態のものを指すが、CCCFでは更なるアフラトキシンの低減措置が必要ないことを意味する。そのため、例えば、ヒトは生落花生を直接食べることはできないが、アフラトキシンの低減のための選別、調製をした生落花生はready-to-eat raw peanutsと呼ばれる。これに対して、CCCFでは加工、調理等の前にアフラトキシンの低減措置が必要なものは、“destined for further processing（FFP）”として定義されている。
- EWG（インド、米国）を設置し、GEMS/Food管理者や議題17のEWGとも連携し、ML原案、サンプリングプランを作成
- RTEなのか、FFPなのかを指定するガイダンスとともに生落花生の実態調査データを追加募集する
- GEMS/Foodに提出済みのデータのうち、RTE、FFPの分類が不明な生落花生については、データ提出者に明示を要請する

13

議題13：キノア中の鉛、カドミウムに関する結論

- キノア中の鉛、カドミウムにMLを設定する
- Codexの食品分類上は、キノアは穀類に含まれているものの、疑穀類であることから、穀類のML＊とは別項目としてMLを設定
 ＊ 現行の穀類の鉛、カドミウムのMLでは、注釈にキノアは除く旨が記載されている。
- 以下のML案について、総会に送付し、採択を諮る（ステップなし）

カドミウム

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
キノア	0.15	全体	関連する個別食品規格はCXS333-2019

鉛

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
キノア	0.2	全体	関連する個別食品規格はCXS333-2019

【サンプリングプランとは】

- 食品又は飼料中の最大基準値の適合性を判断する際にロットから抜き取るサンプルの大きさ（数・量）と合否判定基準の組み合わせ
- 同じMLと試料であっても、サンプリングプランが異なれば、合否判定の結果（確率）が変わることがある
- 合否判定に用いる分析法の性能規準も併せて検討される

【基本的な対処方針】

- 科学的なデータから正当性が裏付けられるならば、できる限り、簡便で実行可能性の高いサンプリング法とすべき
- 必要があれば、データ、情報のさらなる収集を継続すべき

【関連する主な議題】

議題6：魚類中のメチル水銀

議題8：スパイス類中の総アフラトキシン、オクラトキシンA

15

議題6：魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ4）の結論

- EWG、本会合の修正原案を総会に送付し、ステップ5/8で最終採択を諮る
- 第43回CCMASに送付して承認を求める

【主な修正点】

- ロットの重量に応じて採取するインクリメントサンプル*の数について、当初原案では1トン超のロットでは20～100個の採取が求められていたところ、0.5トン超は10個の採取に修正

*ロットを代表する集合サンプルを作るために、ロットから無作為に抜き取るサンプルのこと

- 10 kg以上の大型魚の試料採取部位は、頭部と尾部の2か所の筋肉を均等に合成することが求められていたところ、6 kg以上のマグロ類については尾部の筋肉のみの採取を認める規定が追加※

（※補足）日本は、マグロ類のメチル水銀、総水銀の部位別濃度を調査し、部位によって濃度には差が存在するものの、尾部の濃度と魚体全体の各部位の平均濃度には統計学的に有意な差がなく、尾部の筋肉の濃度が魚体全体の濃度を代表することを科学的に証明するデータをEWGに提出（こうしたサンプリング法の検討に必要な科学的なデータをEWGに提出したのは日本のみ）

16

議題8：スパイス類中の総アフラトキシン、オクラトキシンAに関するサンプリングプランに関する結論

- 修正原案を総会に送付し、ステップ5で予備採択を諮る
- EWG（インド）を再設置し、サンプリングプランを修正
（EUから提出される予定の粉末状のスパイス類のサンプリング法に関する、追加の情報に基づく修正や、分析法の性能規準の追加）

【主な修正点】

- スパイス類の粒径の大、小、粉末の定義については、ナツメグ、トウガラシ、パプリカのうち以下のものとする
大：原形（全形）
小：粉碎、碎片、割片、フレーク状のもの
粉末：微粉碎したもの
- 集合サンプル、試験室サンプルの大きさ・数は、20 kgを1検体又は10 kgを2検体ではなく、10 kg1検体とする（スパイス類の価値を考慮）

17

一般事項や今後の作業計画に関連する議題

【関連する主な議題】

- 議題17：最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
- 議題18：汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
- 議題19：JECFAの評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ作業
- 議題20：JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト
- 議題21：汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな問題についての先見性

【基本的な対処方針】

- CCCFの今後の作業の内容、食品のさらなる安全性の向上、コーデックス規格の信頼性の向上のために重要な事項であり、我が国においてもコーデックスの動向を参考に、国際整合した、科学に基づく食品安全行政を推進するため、これらの作業に積極的に関与・貢献する

議題17：最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス

- 新たに合意した手順に基づき作業継続（日本はWG共同議長）

議題18：汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

- 3年の試行期間が終了、作業の有用性が確認されたため、次回以降も独立した議題として維持（WG議長：カナダ）

議題19：JECFAの評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ作業

議題20：JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト

- 優先評価リストにエチレンオキシド及び2-クロロエタノールを追加
- 議題19と20のWGを次回会合から統合して米国が議長を努める
- JECFA評価の目録を日本が作成し作業文書（INF1）に収載

議題21：汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな問題についての先見性

- 加盟国からの情報を求め、次回はサイドイベントとして意見交換